

令和5年度版

長寿・いきいき・安心

高齢者福祉サービス 介護保険



大分市は「健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり」を進めています

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

また、自分でできることは自分で行い、支援が必要な部分は、自分の状態に合った高齢者福祉サービスや介護保険制度等を利用することが大切です。



大分市福祉保健部 長寿福祉課

● 地域包括支援センター	3
● 高齢者福祉サービス	
● 社会参加活動・生きがいづくりの支援	
敬老行事補助事業	5
長寿祝福・敬老事業	5
老人クラブ補助事業	5
生きがい対策事業	5
老人いこいの家など	6
長寿応援バス事業	6
● 高齢者の在宅生活などの支援	
生活支援ホームヘルプサービス事業	7
生きがい対応デイサービス事業	7
高齢者住宅改造費助成事業	8
生活支援ショートステイ事業	8
日常生活用具給付・貸与事業	9
家族介護慰労金支給事業	10
家族介護用品支給事業	10
食の自立支援事業	10
緊急通報サービス事業	10
軽度生活援助事業	11
福祉電話設置事業	11
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	11
愛の訪問事業	12
はり・きゅうなど施術料助成事業	12
高齢者ファミリー・サポート・センター事業	12
● 高齢者への虐待を防ごう	13
● 認知症を知ろう	15
● 介護保険のしくみ	19
● 保険料とその納め方	21
● 介護サービスの利用のしかた	
● 介護サービスを利用するまでの流れ	25
● 申請の方法	27
● 認定までの流れ	29
● 認定結果と有効期間	31
● 認定の結果が届いたら…	33
● 介護予防・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成について	35
● 介護保険サービスの利用者負担額	36
● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	37
● 一般介護予防事業	
地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室、	
介護予防のための健康教室、出張型パワーアップ教室	39
● 介護予防・生活支援サービス事業	
訪問型サービス、通所型サービス、パワーアップ教室	41

● 要支援1・2の人が利用できるサービス

● 介護予防サービス

在宅サービス（訪問を受けて利用する） 43

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、
介護予防居宅療養管理指導

在宅サービス（通所して利用する） 45

介護予防通所リハビリテーション

入居して介護を受ける 45

介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活・療養介護

在宅サービス（居宅での暮らしを支える） 46

介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修費支給

● 地域密着型介護予防サービス 46

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）、介護予防認知症対応型通所介護

● 要介護1～5の人が利用できるサービス（特別養護老人ホームは原則要介護3以上）

● 居宅サービス

在宅サービス（訪問を受けて利用する） 47

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテー
ション、居宅療養管理指導

在宅サービス（通所して利用する） 49

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

入居して介護を受ける 50

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護

在宅サービス（居宅での暮らしを支える） 51

福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給

● 地域密着型サービス 52

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護
看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型
居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護

● 施設サービス

施設ご利用までの流れ 54

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、
介護医療院

施設サービスの費用の目安 54

● 介護保険制度を利用して入所（入居）できる施設・事業所 55

● 介護保険制度を利用して「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」のサービスを 提供する事業所 58

● 介護保険制度以外で入所できる施設 59

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム（ケアハウス）

● 介護保険の負担軽減について（おむつなどの介護用品購入費助成など） 61

■ 介護サービスに関する苦情、相談は… 65

■ 契約に関するトラブルの相談は… 66

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。お気軽に地域包括支援センターをご利用ください。

地域包括支援センターの役割



**あなたの元気を
応援します**

身体の機能や体力に不安がある方や、今の健康を維持したい方へ介護予防の取り組みの支援を行います。

**「困ったなあ…」を
一緒に考えます**

高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。

地域包括支援センター



**主任
ケアマネジャー**



社会福祉士



保健師

地域包括支援センターの職員は、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の3職種で構成され、お互いの専門性を活かし、チームとなって地域で暮らす高齢者を支援します。



地域の協力体制を支えます

高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携を取りながら支援します。

**高齢者の権利と尊厳を
守ります**

高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。



地域包括支援センターは中学校区を基本として、大分市内に23カ所設置しています。来所の際は事前に電話連絡をお願いします。

【センターの名称・所在地・電話番号】

	圏域名 (中学校区)	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
1	上野ヶ丘	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	097-513-5103
2	碩田	碩田地域包括支援センター	中島東3丁目1-25 プライムコート中島104	097-560-0437
3	王子	王子地域包括支援センター	王子南町9番25号	097-544-1223
4	大分西	大分西地域包括支援センター	東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	097-576-8282
5	南大分	南大分地域包括支援センター	畑中3丁目2番19号 コーポ矢野第2 102号	097-573-6688
6	城南・賀来	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈町1丁目12番3号	097-545-1030
7	城東	城東地域包括支援センター	大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階	097-558-6285
8	滝尾	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	097-567-1720
9	明野	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1-1 あけのアクロスタウン一番街1階	097-529-5705
10	原川 (明治北小学校区除く)	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館103	097-547-8201
11	鶴崎 (別保小学校区除く)	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	097-594-1501
12	大東 (明治北小学校区含む)	大東地域包括支援センター	大字松岡5461番地1 モンベル安達 103号	097-528-7660
13	東陽 (別保小学校区含む)	東陽地域包括支援センター	大字常行450番地	097-524-0892
14	大在	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	097-528-9295
15	坂ノ市	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南1丁目8番5号	097-592-6686
16	植田	植田地域包括支援センター	大字上宗方590番地の10 日生第3マンション 103号	097-542-7147
17	植田西	植田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目27番2号	097-576-7573
18	植田南 (寒田小学校区除く)	植田南地域包括支援センター	大字田尻659番地	097-547-7886
19	植田東 (寒田小学校区含む)	植田東地域包括支援センター	大字宮崎1385番地1 コーポ長岡203	097-568-3310
20	竹中・判田	竹中・判田地域包括支援センター	大字中判田1910番地の6	097-597-4111
21	戸次・吉野	戸次・吉野地域包括支援センター	大字中戸次4577番地3	097-586-7170
22	野津原	野津原地域包括支援センター	大字野津原字久保1505番地1	097-586-4020
23	佐賀関・神崎	佐賀関・神崎地域包括支援センター	大字佐賀関1407番地27 佐賀関市民センター1階	097-575-0337

【問合せ先】地域支援担当班 ☎097-537-5746

社会参加活動・生きがいづくりの支援

高齢者のみなさんの社会参加活動や生きがいづくりを支援するため、次のようなサービスがあります。

敬老行事補助事業

70歳以上の高齢者を対象に実施した敬老行事に対して補助金を交付します。

対 象	補助金の上限額
校区単位団体(自治会や地域の団体)	参加人数×540円

長寿祝福・敬老事業

90歳、100歳の誕生日などに長寿を祝し、祝金をお贈りします。

満90歳(卒寿)	祝金 20,000円	誕生月の翌月25日頃に口座振込み
満100歳(紀寿)	祝金 100,000円	誕生日後1ヵ月以内に口座振込み

毎年次のような行事を行います。

- 101歳以上の長寿者に祝品を贈呈
- 「孝養賞」「健康生きがい賞」の表彰
- 70歳以上の高齢者を対象に各種施設の優待券を交付

※90歳の祝金については

高齢者福祉サービス担当班 (☎ 097-537-5747) へお問い合わせください。

老人クラブ補助事業

高齢者の社会活動を振興するために、おおむね60歳以上の会員20人以上で活動している老人クラブが行う各種の地域活動(社会奉仕活動・生きがい高めるための活動等)に対し補助金を交付します。

◎補助金額 単位老人クラブ(30人以上) 年額 50,000円~68,000円
小規模老人クラブ(20人以上29人以下) 年額 34,000円

生きがい対策事業

校(地)区社会福祉協議会が中心となって行う、地域性を生かした高齢者のための生きがい対策事業に対して、補助金を交付します。

◎事業種目 スポーツ、文化、芸術、趣味の教室、社会奉仕活動など

※問い合わせは、大分市社会福祉協議会 (☎ 097-547-8154) へ
※申請は、校(地)区社会福祉協議会単位で受け付けています。

老人いこいの家など

地域の高齢者がレクリエーション、趣味活動などを通じて、互いに交流する施設です。



◎一覧表

施設名	所在地	電話
大 南老人いこいの家	大字中戸次4433番地	097-586-7575
坂ノ市老人いこいの家	坂ノ市南3丁目2番21号	097-593-1588
鶴 崎老人いこいの家	東鶴崎1丁目1番7号	097-521-4041
植 田老人いこいの家(植田市民行政センター内)	大字玉沢743番地の2	097-541-6977
大 在老人いこいの家	横田1丁目14番11号	097-592-3141
佐賀関老人いこいの家(佐賀関市民センター内)	大字佐賀関1407番地の27	097-575-2488
野津原老人いこいの家	大字野津原1747番地の1	097-588-0602
シニア交流プラザ(J:COM ホルトホール大分内)	金池南1丁目5番1号	097-576-8880

【問合せ先】庶務担当班 ☎097-537-5679

長寿応援バス事業

市内に1カ月以上住所を有する高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が発行する「乗車証」をバス乗務員に提示することで、市内1乗車一律150円（現金）で乗車できます。（回数券、ICカードは使用できません）



- 対象者……①69歳以上の人
※昭和30年4月1日以前生（令和5年度中に69歳になる人を含む）
②運転免許を保有していない（返納者を含む）65～68歳の人
※昭和30年4月2日以降生
- 申請方法……①の対象者：対象となる日の前月にお知らせのハガキが届きます。ハガキと写真を添えて申請。
②の対象者：誕生日の前月15日より受付します。身分証明書と写真を添えて申請。
※「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方はご持参ください。
- 写真サイズ……たて3cm×よこ2.5cm、上半身で正面向き、帽子などがぶらさない状態、6カ月以内に撮影されたもの
- 申請窓口……長寿福祉課（本庁舎1階）は即日交付。東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所は1週間ほどで郵送。

【問合せ先】高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747

介護保険のしくみ

保険料とその納め方

介護サービスの利用のしかた

総合事業（全ての人が利用できるもの）

総合事業（要支援！）
2. 事業対象者の人が利用できるもの

要支援1・2の人が利用できるサービス

要介護1～5の人が利用できるサービス

介護保険制度以外で入所できる施設

介護保険の負担軽減について

高齢者の在宅生活などの支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険サービスの対象にならない高齢者などの自立した生活を支援するサービスがあります。

生活支援ホームヘルプサービス事業

日常生活を営むのに何らかの支援を必要とする高齢者に対し、介護保険に準じた生活援助・身体介護をホームヘルパーが訪問して行います。

●対象者…次の①、②のいずれかに該当する人

- ①介護認定申請を行い自立と判定された65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯（生活援助のみ利用可能）
- ②60歳から64歳の介護保険に定める特定疾病に該当しない要支援・要介護状態の人



種類	サービスの内容	利用回数・時間	利用者負担(円/回)
生活援助	調理、衣類の洗濯・補修、居室などの掃除・整理整頓、生活必需品の買物など	週1回で1回あたり1時間程度	1時間(400円)
身体介護 (60～64歳のみ)	食事・排泄・入浴・衣類着脱の介助、身体の清拭・洗髪、通院の介助など	週2回で1回あたり1時間程度	1時間(400円)

※利用期間は6ヵ月を限度とします。

●申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

生きがい対応デイサービス事業

介護保険サービス対象外で65歳以上の日常生活上は自立しているが、身体的に虚弱で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、デイサービスを利用することで交流の場として生きがいある生活を送るとともに、要支援・要介護状態にならないよう予防します。

【サービス内容】

健康チェック、レクリエーション、入浴、食事、送迎など

●申し込みは
各地域包括支援センター
(4ページ掲載) へ



利用回数	利用者負担(円/回)
月2回まで	180円+食材費・諸経費・入浴料

※食材費・諸経費・入浴料は利用する施設により異なります。

【問合せ先】 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
または各地域包括支援センター(4ページ掲載) へ

高齢者住宅改造費助成事業

65歳以上の在宅高齢者又はその同居者に対し、高齢者が日常生活を営むのに支障をなくすために住宅の小規模な改造を行う経費について助成金を交付します。

※着工後は申請できません。必ず着工前にご相談ください。
予算枠に達し次第、受付を締め切ります。

- 対象者…次の①～③の要件を全て満たす人
 - ① 65歳以上の介護認定を受けていない高齢者
 - ② 対象の高齢者およびその同居者の前年の所得税が非課税であること
 - ③ 過去にこの事業による助成を受けたことがない世帯
- 助成金額…工事費の9割（上限18万円）
- 対象工事…出入口、台所、浴室、便所、廊下、階段などの改造工事（新築・増改築は対象外です）
- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ



【問合せ先】高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
または各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

生活支援ショートステイ事業

介護保険サービス対象外の高齢者などのうち、見守りが必要な方を特別養護老人ホーム等で短期間お預かりしてお世話します。



対象者	利用期間	利用者負担（円/日）
65歳以上の介護保険の対象とならない高齢者の内、基本的な生活習慣が欠如している人	6カ月に7日まで	2,660円～3,881円
60歳～64歳の介護保険に定める特定疾病に該当しない、要支援・要介護の状態の人	1カ月に7日まで	3,040円～4,291円

※食費および居住費を含みます。なお、居室の種類により利用者負担が異なります。

- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

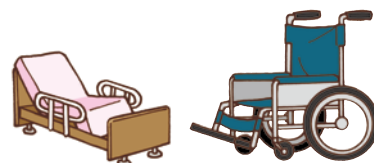
【問合せ先】権利擁護担当班 ☎097-537-5771
または各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

日常生活用具給付・貸与事業

在宅高齢者の日常生活の手助けとなる用具を給付または貸与します。

利用者及び家族の所得や対象種目によって、利用ができない場合や自己負担が生じる場合がございます。

詳細は高齢者福祉サービス担当班にお問い合わせください。



対象種目

区分	種 目	基準価額 (消費税額含む)	対 象 者
給 付	火災警報器	10,000 円	65歳以上の寝たきり・ひとり暮らし高齢者など
	自動消火器	28,700 円	
	電磁調理器	25,000 円	65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者など
	シルバーカー	20,000 円	65歳以上の介護保険サービス対象外の人で歩行に支障があり、その必要性のある人
	入浴補助用具	90,000 円	60～64歳の介護保険サービス対象外の支援・介護を要する方で入浴に介助を必要とする人
	腰掛便座	9,800 円	60～64歳の介護保険サービス対象外の支援・介護を要する人
	特殊尿器	72,100 円	60～64歳の介護保険の特定疾病に該当しない介護を要する人
	移動用リフトのつり具の部分	40,000 円	
貸 与	特殊寝台	15,000 円 / 月	60～64歳の介護保険の特定疾病に該当しない介護を要する人
	床ずれ防止用具	6,000 円 / 月	
	体位変換器	9,000 円 / 月	
	移動用リフト	16,000 円 / 月	
	車いす	8,000 円 / 月	
	歩行器	4,000 円 / 月	
	歩行支援用具	8,000 円 / 月	
	認知症高齢者徘徊感知機器	20,000 円 / 月	65歳以上の介護保険サービス対象外の認知症高齢者

●申し込みは各地域包括支援センター(4ページ掲載)へ

【問合せ先】 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
または各地域包括支援センター(4ページ掲載)へ

家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に慰労金を支給します。

- 支給対象者……在宅の重度の要介護高齢者（下記に該当する人）を同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族
- 要介護高齢者…市内に1年以上居住し、介護保険の認定が要介護4または5であり、その状態が1年以上続く方で、その間、介護保険のサービス（7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった在宅の人
- 支給金額………1人 100,000円
- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族に対して、紙おむつなどの介護用消耗品の購入費を助成します。

- 支給対象者…介護保険の認定が要介護4または5の在宅高齢者を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族
- 支給金額……年額1人あたり上限100,000円
- 対象品目……紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー
- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

食の自立支援事業

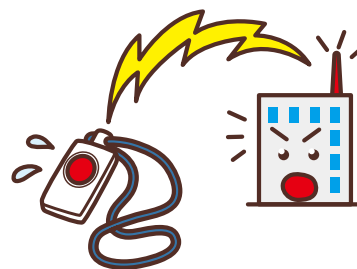
65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などで、身体的な衰えなどにより調理をすることが困難な世帯に対して、訪問によるアセスメントを行った上で、栄養のバランスがとれた食事を届けることにより、より充実した在宅生活を送っていただきます。



- 利用回数……最高週6回（食）
- 利用者負担…1食あたり 400円
- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

緊急通報サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者などに通報装置を貸与します。これにより急病や事故の際にペンダント式のボタンを押すだけで通報センターや近隣の協力者による援助が得られます。
※ご利用の電話回線によっては、設置できない場合がございます。



- 利用者負担…生活保護世帯、所得税非課税世帯は無料
所得税課税世帯は、設置費用として負担があります。
- 申し込みは各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

【問合せ先】 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
または各地域包括支援センター（4ページ掲載）へ

軽度生活援助事業

在宅で生活する高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を支援することを目的としたサービスです。

●サービス内容

- ①家回りの草取り
- ②屋内の整理・整頓
- ③台風等の自然災害への防備
- ④日常発生するごみのごみステーションまでの搬出
- ⑤散歩、通院の付添い等の外出時の援助
- ⑥朗読、代筆等の多少目が不自由な方に対する援助
- ⑦その他在宅での自立した生活を維持するための軽易な援助

※作業する援助員は1人です。

※利用回数・利用時間は、サービス内容により異なります。



●利用対象者…65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯など
(市民税非課税世帯に限る)

●利用回数……原則月1回

●利用者負担…1時間100円

福祉電話設置事業

安否確認や緊急時の連絡手段の確保を目的に、ひとり暮らし高齢者に電話を貸与し、電話料金の一部を補助します。

●利用対象者…電話を持っていない65歳以上のひとり暮らし高齢者(所得税非課税世帯に限る)

※日常の安否確認、緊急時の連絡手段のためのものです。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行い、在宅での自立した生活の継続を支援することを目的にしたサービスです。

●利用対象者……65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯など(市民税非課税世帯に限る)

●サービス内容…高齢者が現に使用している敷布団・掛布団・毛布(各1点ずつ)を一式として、洗濯乾燥消毒を行います。

●利用回数……年度内2回を限度

●利用者負担……サービス料の1割



●特にこのようなことでお困りの方●

- ①日常生活は自立しているが、足腰は弱まっており布団などの日干しができない。
- ②家に日がさす場所や干す場所がない。
- ③同じ寝具を長期間使用しており、衛生管理が困難。

【問合せ先】高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
または各地域包括支援センター(4ページ掲載)へ

愛の訪問事業



75歳以上の安否確認を必要とするひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料を原則として2日に1本（日・祝日を除く）配達し、安否を確認します。

●費用負担 … 無料

※ご利用の際は、お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談してください。

はり・きゅうなど施術料助成事業

市の指定する施術所で、はり・きゅう並びにあん摩マッサージおよび指圧の施術を受ける際に市が発行する「利用者証」を提示すれば施術料の一部が助成されます。

- 対象者…65歳以上の人
- 利用回数…年度内最高30回
- 助成額…1回につき1,100円
- 申請方法…身分証明書と印鑑を持参して、長寿福祉課（本庁舎1階）または東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で申請してください。
- その他…健康保険の療養費が支給される施術は、対象となりません。



【問合せ先】 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747

高齢者ファミリー・サポート・センター事業

在宅で簡単な家事・話し相手などを、援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となって、会員同士で助け合うことで高齢者の地域生活とその家族を支援します。

- 利用者負担…1時間あたり600円～700円
- 援助項目…食事の準備・後片付け、部屋の掃除、衣類の洗濯、外出の際の付き添い、話し相手、安否確認、ごみの分別・搬出、草取り



【問合せ先】 高齢者ファミリー・サポート・センター ☎097-538-3180

高齢者への虐待を防ごう

高齢者虐待とは？

人は誰もが、人生に尊厳をもって過ごしたいと望んでいます。

しかし現実には家族や親族、養介護従事者等により高齢者の人権が侵害される「高齢者虐待」が社会問題となっています。高齢者の中には、身内をかばいつらくても、不満があっても、我慢をしている人がいます。

様々な種類の虐待があります

高齢者虐待は「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、（以下「高齢者虐待防止法」）により5つの形態に分類されています。



※法にはありませんが上記以外にも「自己放任・自虐（介護拒否、食事を1日1回しかしない等）」も高齢者の人権を守るため必要な視点です。

虐待を行っている自覚がない場合も少なくありません

「高齢者虐待」は虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が重篤な状況にあっても自覚がないこともあります。

家族にとってはささいなこと、ちょっとしたことであっても高齢者にとっては大きな影響があったり、高齢者のためになると思ってやっていることが虐待につながることもあります。



介護をしている人は悩みを抱え込まず相談しましょう

高齢者虐待は、特別な家庭にのみ発生する問題ではありません。

介護のストレス、介護の負担などさまざまな要因が重なった時に、どの家庭でも起こりうる可能性があります。

介護を抱え込んでしまうと疲れてしまいます。

そんな時は地域包括支援センターなどの相談機関へまず相談しましょう。

介護保険サービスの利用による負担軽減や、専門家のアドバイスを受けるなど状態の改善ができることがあります。

無理をせず、さまざまなサービスや制度、相談窓口を利用することが大切です。

※高齢者虐待防止法は養護者に対する支援についても定めています。

早期発見が重要です

「あれ？いつもと様子が違う」「最近、元気がない」など、ちょっとした変化を見逃さないことで高齢者や家族を虐待から守ることが出来ます。同じ地域で暮らしているからこそ、気づくことがあります。「何か気になる・・・」と思ったら、迷わず近くの地域包括支援センター（4ページ掲載）等に相談しましょう。相談者の匿名性は守られます。

【虐待予防・早期発見のチェックリスト】

サイン：当てはまるものがあればチェックしてください。

高齢者の様子

- 顔や腕など身体に不自然なあざや傷がある
- あざや傷についてつじつまの合わない説明をしたり、隠そうとしたりする
- おびえた表情、急に不安がる、家族が居る場面と居ない場面では態度が違う
- 「怖い」「怒られる」「帰りたくない」「暴力を振るわれる」等の発言がある
- 自由に外出できなかつたり、家族以外の者と話をしない
- 生殖器等の傷、出血、かゆみの訴えがある
- 身体の異臭、伸び放題の爪、皮膚の潰瘍などがある、汚れた服をそのまま着ている
- 自宅から異臭がしたり、部屋が極度に乱雑で屋内・屋外にゴミが散乱している
- 道路に座り込んでいたり、道に迷ったりしている
- 急な体重減少、極端にやせている
- 「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」等の発言がある
- 介護保険サービスの利用者負担分が突然払えなくなる

家族の様子

- 家族が病院受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 高齢者本人を否定するような発言をしたり、周囲とコミュニケーションを取ろうとしない
- 援助の専門家と会うのを避けるなど、援助を受けたがらない

高齢者虐待防止法では、家庭で高齢者本人を養護しているもののみでなく、介護保険施設等で働く養介護従事者等に対しても同様に明記しています

施設などでの安易な身体拘束も虐待です。高齢者本人のケガの予防や離設等の防止策と思われがちですが、本人の状態悪化や心身に重大な影響が生じることが明らかになっています。

※緊急やむを得ない場合は除く



虐待かな？
と思ったら

お近くの地域包括支援センター（4ページ掲載）
または 長寿福祉課 権利擁護担当班 ☎097-537-5771 に相談を!!

認知症を知ろう

認知症とは

認知症とは、脳細胞の変化等により少し前のことが覚えられなくなるなど、日常生活に支障をきたした状態をいいます。認知症は誰にも起こりうる可能性があり、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。

加齢によるもの忘れの例

- ご飯を食べた後、何を食べたか忘れることがある
- 目の前の人の名前が思い出せない
- 約束を忘れたことに自分で気付くことが出来る



認知症による記憶障害の例

- ご飯を食べた後、食べたこと自体を忘れる
- 目の前の人が誰なのか分からない
- 約束したことを忘れた、自覚がない



主な認知症の種類

- ① アルツハイマー型認知症…脳の細胞が死んで縮んでいく。早い段階で物忘れ、時間や場所がわからなくなる等の障がいが出やすくなる。
- ② レビー小体型認知症…パーキンソン症状（手足の震え、筋肉のこわばり）がみられる。また、子どもや動物、昆虫などの生々しい幻視が現れる。
- ③ 脳血管性認知症…脳梗塞、脳出血などが原因で起こる。意欲が低下したり複雑な作業ができなくなったりする。
- ④ 前頭側頭型認知症…同じ言動を繰り返したり、がまんや思いやりなどの社会性を失い、暴言・暴力がみられたり、万引き等の反社会的行動をとることもある。

「認知症かな」と思ったら、すみやかに受診することが大切です。まずは、かかりつけ医にご相談ください。



大分県認知症疾患医療センター(専門医療相談)

大分県が設置している機関で、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症に伴う症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を行っています。ご本人やご家族・関係機関からの認知症のご相談に、専任の相談員が応じます。市内にあるのは次の2か所です。



緑ヶ丘保養園

(大分市大字丹生1747) ☎ 097-593-3888

河野脳神経外科病院

(大分市大字森町字花ノ木通511-1)

☎ 097-521-2000

あなたも認知症サポーターになりませんか

認知症に理解のある、誰もが暮らしやすい地域づくりを目的に認知症サポーター養成講座（出前講座）を行います。講座では、認知症について正しい基礎知識や認知症の方への接し方を学びます。（原則1時間半）

- 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分
- 概ね5人以上の団体が対象です。
- 講師料、資料代は無料ですが会場は実施団体で用意してください。（会場利用料などは実施団体の負担となります）
- 実施希望日の40日前までに申し込んでください。



【申し込み方法】 長寿福祉課に備え付けの申込書（市のホームページでもダウンロード可）に記入し、郵送またはファクス、Eメールで長寿福祉課へ申し込んでください。

長寿福祉課認知症サポーター事務局

☎097-537-5771 ファクス 097-548-5387 Eメール cyouzyufukusi4@city.oita.oita.jp

地域包括支援センター（4ページ）でも申し込みできますのでご連絡ください。

大分市認知症初期集中支援チーム

・認知症初期集中支援チームとは？

認知症サポート医、福祉・介護の専門職で構成する、認知症の支援チームです。

・どんなことをしてくれるの？

認知症が疑われる方や認知症の人、およびその家族を訪問し、認知症についての困りごとや心配なことについてサポートを行います。（おおむね6ヵ月を目安とする）

・対象となる方

40歳以上で、自宅で生活をしており認知症の症状などでお困りの方

例えば、①認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方

②介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方

③認知症の症状が強くて対応に困っている方

など

【相談窓口】 お近くの地域包括支援センター（4ページ掲載）
または長寿福祉課 権利擁護担当班 ☎097-537-5771

「大分あんしんみまもりネットワーク」に登録してみませんか

認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者が行方不明になった場合、企業・団体・行政が一体となって捜索協力を行います。（事前登録制）

【申し込み方法】 事務局に備え付けの申込書（市のホームページでもダウンロード可）に記入し、窓口で直接申請、または必要書類等を郵送してください。

大分あんしんみまもりネットワーク事務局

●長寿福祉課 権利擁護担当班

☎097-537-5771 ファクス 097-548-5387 Eメール cyouzyufukusi4@city.oita.oita.jp

●特別養護老人ホームそうだ藤の森

☎097-567-8822 ファクス 097-567-8833 Eメール ansin-net@san-ai-kai.or.jp

認知症ガイドブック

【認知症ガイドブックとは？】

認知症と疑われる症状が現れたときから認知症の進行具合に合わせて、大分市にお住まいの方が、いつ、どこで、どのような支援・サービスが受けられるのかということ、を、わかりやすく示したものです。

大分市長寿福祉課窓口にて配布、
または大分市ホームページからダウンロードができます。



認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の方とそのご家族、地域住民や専門職など誰もが気軽に集い、おしゃべりや情報交換等ができる交流の場となっています。安心できる居場所や仲間を増やし、活動的に過ごしましょう。



※県内の認知症カフェ（市内の認知症カフェを含む）について、おおいた認知症情報サイトおれんじ <https://orange-oita.jp>で、情報を検索・閲覧することができます。

【認知症カフェに関するお問い合わせ先】

大分市認知症地域支援推進員 ☎097-558-6285（城東地域包括支援センター）
大分市長寿福祉課 権利擁護担当班 ☎097-537-5771

成年後見制度の利用を考えてみませんか

認知症などにより判断能力が十分でなくなると、財産管理や契約などに困難を生じます。このような人たちを法的に保護し支援する「成年後見制度」があります。成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

- 法定後見…すでに判断能力がないか、不十分な状態にある場合。申し立て窓口は家庭裁判所になり、そこで後見人等が選ばれます。
- 任意後見…将来、判断能力等が低下したときに備え、自分で後見人を選び前もって支援の内容を契約しておく手続きです。契約手続きの窓口は公証人役場になり、そこで公正証書を作成してもらい契約を行います。

【相談窓口】 お近くの地域包括支援センター（4ページ掲載）
または大分市成年後見センター ☎097-547-7774
または長寿福祉課 権利擁護担当班 ☎097-537-5771

認知症の早期発見チェックリスト

出典：東京都健康長寿医療センター研究所発行「認知症に強い脳をつくろう」より

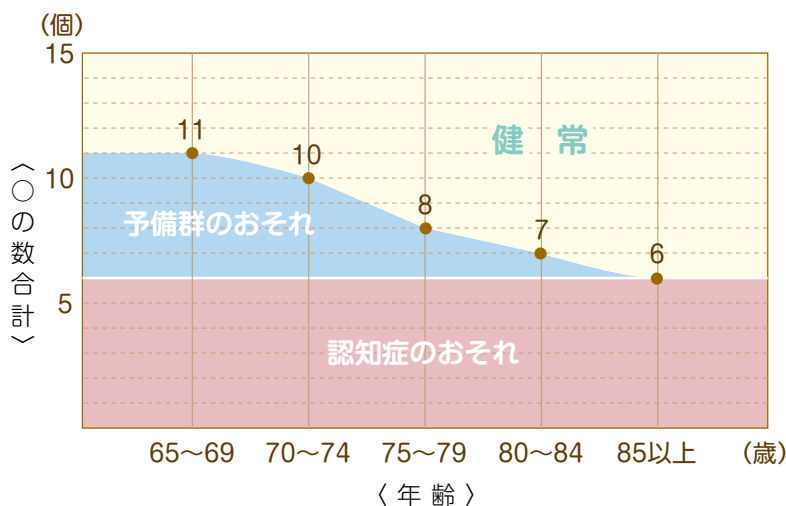
日常生活の中で次のようなことができるかどうか、○をつけてみましょう。

- 自分で電話番号を調べて、電話をかけることができる
- リーダーとして、何かの行事の企画・運営を行うことができる
- 何かの会の世話係や会計係を務めることができる
- ひとりでバスや電車を利用して、あるいは車を運転して出かけることができる
- 見知らぬ場所へ、ひとりで計画を立てて旅行することができる
- 薬を決まった分量、決まった時間に飲むことができる
- 貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払い、家計のやりくりなど、家計を管理することができる
- 日用品の買い物をすることができる
- 請求書の支払いをすることができる
- 郵便貯金・銀行預金の出し入れをすることができる
- 年金や税金の申告書をひとりで作成することができる
- 自分で食事の用意をすることができる
- 自分で掃除をすることができる
- 洗濯物・食器を整理整頓することができる
- 手紙や文章を書くことができる

合計の○の数は 個

○の数はいくつありましたか？

下の図の年齢と○の数から、自分がどの範囲に入るかチェックしましょう。



※身体的な障がいや視力・聴力障がい、気分の障がいなどがある場合は、正確に判定できない場合があります。

※この自己診断の結果はあくまでもおおよその目安で医学診断に代わるものではありません。認知症の診断には専門医療機関での受診が必要です。

介護保険のしくみ

介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした「助けあいの制度」です。

加入者(被保険者)

大分市に住所のある40歳以上の方が大分市の介護保険加入者となります。

65歳以上の人 (第1号被保険者)

サービスを利用できる人は…

介護や支援が必要と認定された人です。



40歳から64歳までの人 (第2号被保険者)

サービスを利用できる人は…

初老期認知症や脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の病気 注(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された人です。

注: 詳しくは27ページをご覧ください。



介護保険料は

- 年金から天引きします。(年額で18万円以上の人)
- 年金天引き対象外の人には個別に納めていただきます。(※詳しくは22ページをご覧ください)

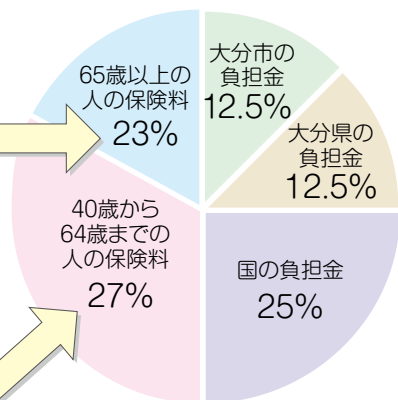
加入している医療保険料(職場の健康保険・国民健康保険)などと一緒に納めていただきます。

利用者負担の支払い

サービスの提供

大分市（保険者）

【保険給付費の財源】



※ただし、施設等給付費については
国の負担金20%、大分県の負担金17.5%となります。

【保険給付費の推移】

(単位:億円)

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3
その他の給付費	59.4	62.0	66.8	70.9	73.8	74.2
施設介護サービス給付費	69.4	69.3	70.7	70.0	70.6	70.1
居宅介護サービス給付費	204.8	211.1	212.8	221.2	228.7	236.1
合計	333.6	342.4	350.3	362.1	373.1	380.4

健保組合や国民健康保険などの医療保険者
社会保険診療報酬支払基金

- ・介護予防支援費
- ・介護予防ケアマネジメント費の支払い
- ・居宅介護支援費の支払い

大分県国民健康保険団体連合会

●地域包括支援センター

※詳しくは4ページをご覧ください。

●居宅介護支援事業者

※詳しくは28ページをご覧ください。

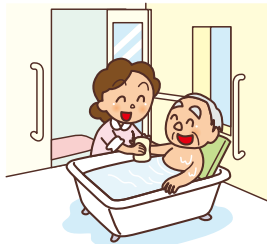
保険給付費の支払い

サービス計画を作成し、
必要なサービスにつなぎます

サービス提供事業者

居宅サービス

家庭などで利用する



施設サービス

施設に入所して利用する



地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用する



市の指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがサービスを提供します。

保険料とその納め方

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険のサービスを提供するための大切な財源です。また、このうち65歳以上の人の保険料は、それぞれの市町村が3年ごとに見直すことになっています。

大分市では、令和3年度から令和5年度までの必要なサービス量を推計し、その提供にかかる費用をもとに保険料を次のように条例で定めています。

65歳以上の人の保険料は、本人の所得や世帯の市民税課税状況などに応じて12段階に設定されています。賦課期日(保険料算定の基準となる日)は、その年度の4月1日です。

対象者		所得段階	令和3～5年度の 保険料額(年額)	
本人が 市民税 非課税	生活保護を受給している人	第1段階	22,310円 (基準額×0.3)	
	老齢福祉年金(注3)を受給している人			
	課税年金収入額(注2)+合計所得金額(注1)が80万円以下の人			
	同じ世帯の全員が非課税	課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	第2段階	29,750円 (基準額×0.4)
		課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	第3段階	52,070円 (基準額×0.7)
	同じ世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	第4段階	61,740円 (基準額×0.83)
課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人		第5段階	74,380円 (基準額)	
本人が 市民税 課税	合計所得金額(注1)が120万円未満の人	第6段階	80,330円 (基準額×1.08)	
	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	第7段階	92,980円 (基準額×1.25)	
	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	第8段階	111,570円 (基準額×1.50)	
	合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	第9段階	119,010円 (基準額×1.60)	
	合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	第10段階	137,610円 (基準額×1.85)	
	合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	第11段階	145,050円 (基準額×1.95)	
	合計所得金額が600万円以上の人	第12段階	159,930円 (基準額×2.15)	

(注1)「合計所得金額」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種所得(各収入から必要経費等を差し引いたもの)を合計したもので、**次の各種控除を引く前の金額**のことです。(地方税法第292条第1項第13号)

●扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの**所得控除**

●株式や土地・建物等の譲渡により生じた**損失の繰越控除**

※土地・建物等の譲渡所得がある場合は特別控除後で算定します。

※第1～5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除します。また、給与所得がある場合、給与所得(給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得と当該所得金額調整控除の合計額)から最大10万円控除します。第6～12段階の人は、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から最大10万円控除します。

(注2)「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金など、市民税の課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害・老齢福祉年金などの非課税年金の収入金額は含みません。

(注3)「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人(112歳以上の対象者)などで、一定の所得がなかったり、他の年金を受給していない人に支給される年金のことです。

※令和5年度の介護保険料は、令和4年分の課税年金収入額及び合計所得金額により算定します。

65歳以上の人の保険料の納め方

納め方は、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

① 特別徴収(年金からの天引き)

対象者

- 年金が年額18万円以上の人
年金の支払（年6回・偶数月）の際に、
介護保険料があらかじめ天引きされます。
ただし、次の年金の場合は天引きの対象になり
ません。

1.老齢福祉年金 2.恩給

介護保険料は
どのように
納めるんだろう？



※例外的に天引きとならない場合

例えば…年度途中で①65歳になった②市内に転入した など。
このような人は一定期間中(6ヵ月以上)、普通徴収になります。

② 普通徴収(納付書または口座振替による納付)

対象者

- 年金が年額18万円未満の人
- 老齢福祉年金、恩給のみ受給している人

※納付の方法

6月に市から届く納付書により、
6月から翌年3月まで毎月(年10回)、
金融機関等で納めます。

★便利な口座振替のご利用を

- 納期ごとに金融機関で納める手間が省けます。
- 口座から自動で振替できますので納め忘れがなくなります。
- 一度手続きすると毎年自動で更新されます。

※口座振替は、お申込月の翌月末以降の納期から開始になります。

※口座振替開始までの納期分は納付書で納めてください。

口座振替が
便利です



口座振替の手続きに必要なもの



●保険料決定
通知書兼納付書



●通帳



●通帳届出印

これらをお持ちの上、ご利用の金融機
関でお手続きください。

40歳から64歳までの人の保険料は

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり、医療保険料(税)と一緒に納めていただきます。



●国民健康保険に加入している人

決め方

所得などをもとに国民健康保険税の算定方法によって決まります。

納め方

国民健康保険税と一緒に世帯主に納めていただきます。

●職場の医療保険に加入している人

決め方

給与に応じて決まります。

納め方

医療保険料と一緒に給与から差し引かれます。
※被扶養者(第2号被保険者)の保険料は職場に勤めている被保険者の負担となっているので、別途納める必要はありません。

年度途中で資格異動した場合の保険料

年度途中で資格取得

●65歳になった場合

64歳までは、医療保険料(税)と一緒に納めていただいていたが、65歳の誕生日前日の属する月分から、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。

●転入した場合

転入した月分から大分市へ普通徴収で納めていただきます。



年度途中で資格喪失

●転出・死亡の場合

前月までの保険料を納めていただきます。

なお、月割による再計算の結果、納め過ぎの場合は、後日還付します。

こんな時は届け出ましょう

65歳以上の人(第1号被保険者)は、以下のような時には届け出が必要です。

- ①大分市へ転入した時 ②他の市区町村へ転出する時 ③市内で転居した時
④死亡した時 ※②～④の場合は被保険者証をお持ちの上届け出てください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した場合に、滞納期間に応じて以下のような給付の制限があります。

1年以上 滞納していると…

一旦全額負担（償還払い）

利用した介護サービスの費用を一旦全額支払っていただきます。後日、申請により、本来の利用者負担との差額が払い戻されます。



1年6カ月以上 滞納していると…

給付を一時差し止め

左記の措置における払い戻しが一時差し止められることとなります。



2年以上 滞納していると…

利用者負担が増額に

時効により、2年以上前の保険料は納付できなくなるとともに、利用者負担が引き上げられます。

※「高額介護（介護予防）サービス費」および「特定入所者介護サービス費」などの支給も受けられなくなります。



保険料の減免

災害その他次のような特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので長寿福祉課へご相談ください。

- 被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅など家財に著しい被害を受け、大分市の定める基準に該当する場合

※上記の規定に該当する場合は、災害が発生した日から原則3ヵ月以内に申請をしてください。

- 世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合

※自己都合や任期満了に伴う退職を除きます。

- 保険料の区分が第1・第2・第3段階の人および第4・第5段階で生活実態が第1・第2・第3段階に相当すると認められる人の内、収入が少なく生活が著しく困窮しており、大分市の定める基準に該当する場合

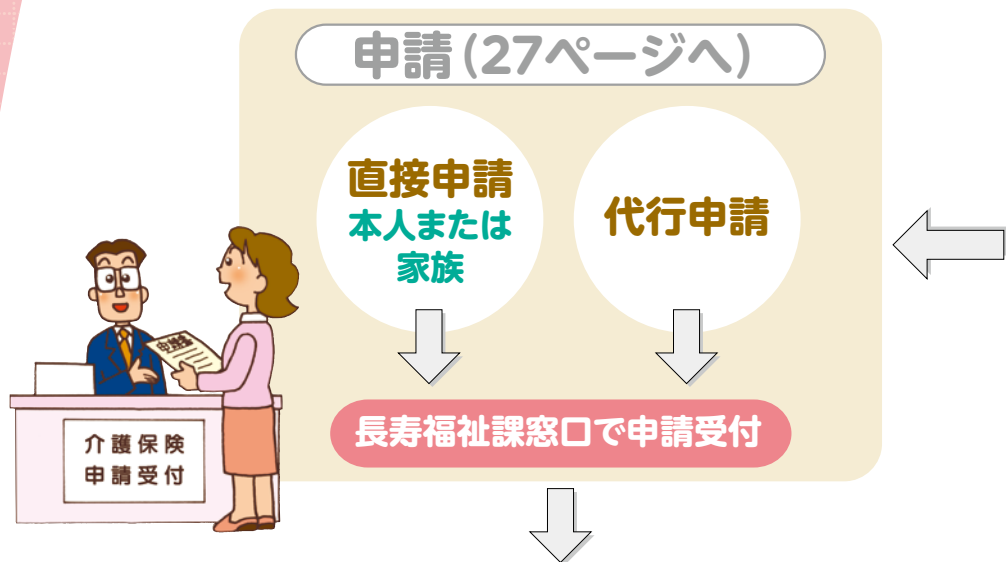
確定申告等の際の 社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象になりますので、「介護保険料領収証書」等、納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管してください。

※特別徴収（年金天引き）で納めた保険料は、年金の源泉徴収票に記載されます。

介護サービスの利用のしかた

介護サービスを利用するまでの流れ

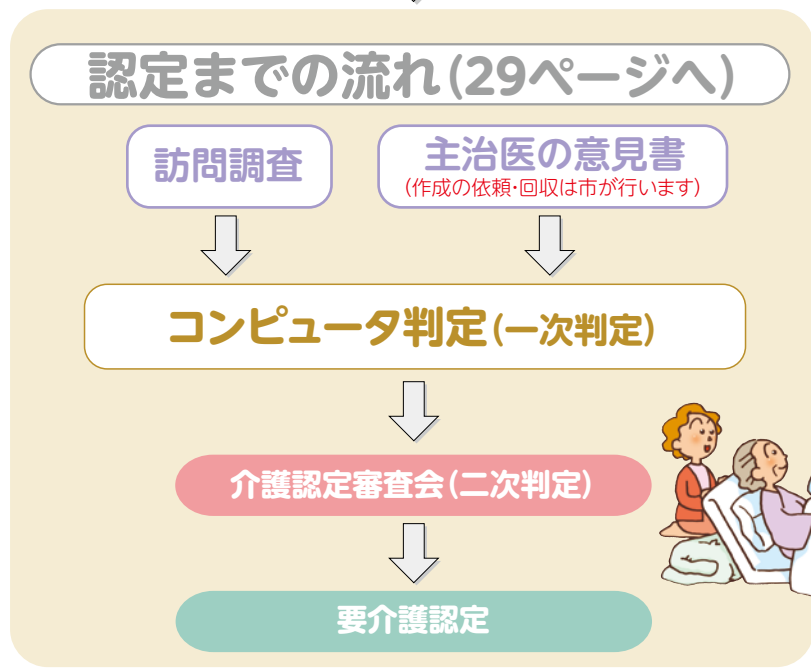


引き続きサ一定有効期間満了更新申請の方
援事業者・地域設に相談してく
※新規認定の有(カ月)、更新認定長48カ月)で

心身の状態がに
変化があったい。

事業対象

要支援1・2
加えて、基本手
択できます。
詳しくは、地
支援事業者に相



※
事業対象者



認定結果の通知 (31ページへ)

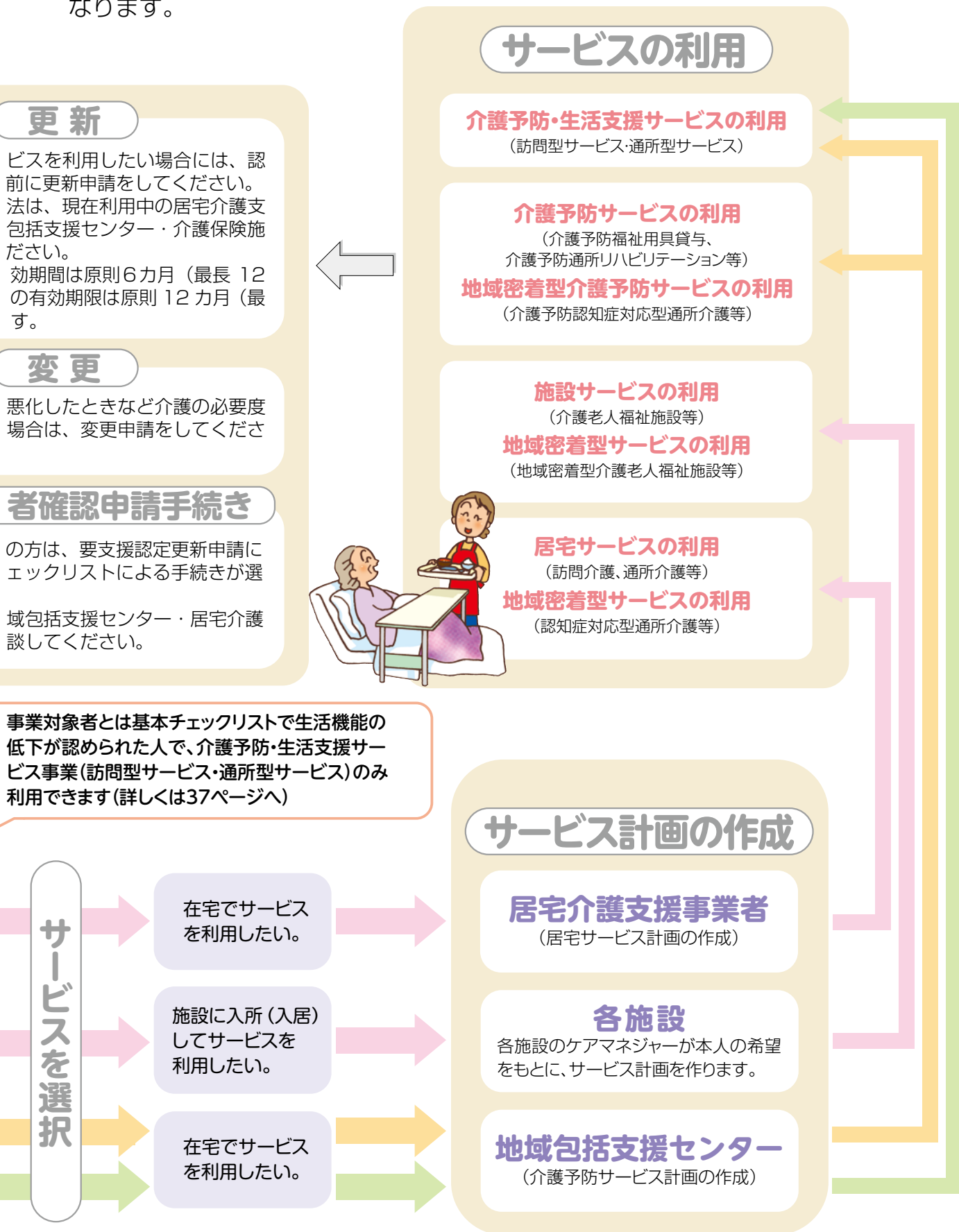
原則として申請から30日以内に、市から認定結果を通知します。

要介護1~5

要支援1~2

非該当

介護保険のサービスを利用するためには、要介護（要支援）認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。下図の手順で認定を受け、サービスを利用できるようになります。



申請の方法

介護サービスを利用するには、要介護（要支援）認定の申請をして認定を受けることが必要です。

市の長寿福祉課で受け付けています。

認定申請（新規・更新・変更）の手続き

直接申請 本人または家族が申請

（各支所・東部・西部保健福祉センターでも申請を受け付けています）

代行申請

居宅介護支援事業者や地域包括支援センター（4ページ）、介護保険施設（55～58ページ）に申請を依頼



長寿福祉課の窓口で申請受付

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 主治医の氏名、医療機関名
- マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類（※通知カードや個人番号が記載された住民票等）

40歳～64歳の方は、以下も必要です

- 健康保険被保険者証
- 特定疾病名



特定疾病

40歳～64歳の方は、加齢との関係がある次の16疾病が原因で介護や支援が必要と認定された場合、サービスを利用できます。

- がん
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- パーキンソン病関連疾患
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 関節リウマチ
- 脊髄小脳変性症
- 脳血管疾患
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊柱管狭窄症
- 閉塞性動脈硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 早老症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 初老期における認知症

質問です。



歩行が困難なため
自分で申請すること
ができないのですが。

おこたえします。

お近くの居宅介護支援事
業者や地域包括支援セン
ターに代行申請を依頼
することができます。



母が入院しました。退院後
に介護サービスの利用を考え
ているのですが、早めに認定
申請の手続きをした方がよい
ですか。

入院・手術後間もない時で、お体の
状態が安定していないときは、認定調
査の実施にはふさわしくありません
ので、ある程度状態が安定してから手
続きを行ってください。

ただし、早急に介護サービス
を利用する場合はこの限りでは
ありません。

判断に迷う場合は、ご相
談ください。



今のところ、介護サービスは
必要ないのですが、いざという
時のために認定申請の手続き
をした方が良いですか。

申請して認定を受けること
はいつでもできますので、介
護サービスが必要となった
時に申請をしてください。



申請してから、認定まで1カ月
かかるそうですが、すぐにも
サービスを利用したいときはど
うすればいいのですか。

申請したその日から介護サー
ビスを利用することができます。その場
合は、居宅介護支援事業者や地域包
括センターに「暫定ケアプラン」の作
成を依頼して市に届け出ると、1割
から3割の利用者負担でサー
ビスを受けることができます。

ただし、「自立」と判定さ
れた場合には、10割負担
となる場合があります。



居宅介護支援事業者とは



大分市では、ケアマネジャーを配置し、ケアプランの作成
を行う事業者を「居宅介護支援事業者」として指定してい
ます。(ケアプランの作成については35ページをご参照ください。)
利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を
受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図ったり
するなど、在宅介護の拠点となる事業者です。

認定までの流れ

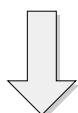
申請受付

訪問調査

市の職員や市から委託を受けたケアマネジャーが居宅などを訪問して、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。そして、その結果を市に報告します。

主治医の意見書

心身の状況について専門家の立場で意見書を作成します。作成の依頼・回収は市が行います。



コンピュータ判定 (一次判定)

市に提出された調査票と意見書は、公平な判定を行うため全国共通のコンピュータ処理をします。それによって、どれくらいの介護サービスが必要かの指標である「要介護状態区分」(31ページ)が示されます。

訪問調査の内容

〔基本調査74項目の概要〕

- 麻痺等の有無
 - 関節の動く範囲の制限の有無
 - 寝返り ● 起き上がり
 - 座位保持 ● 歩行
 - 両足・片足での立位保持
 - 立ち上がり ● 洗身
 - 視力・聴力 ● 移乗 ● 移動
 - えん下 ● 食事摂取
 - 排尿・排便 ● 清潔
 - 衣服着脱 ● 外出頻度
 - 意思の伝達 ● 記憶・理解
 - ひどい物忘れ ● 薬の内服
 - 金銭管理 ● 日常の意思決定
 - 買い物 ● 簡単な調理
 - 過去14日間に受けた医療
 - 障害高齢者の日常生活自立度
 - 認知症高齢者の日常生活自立度
- など

概況調査

本人の希望や家族状況、居住環境などを記入

特記事項

基本調査項目では盛り込めない事項などについて、訪問した調査員(ケアマネジャー等)が記入



質問です。



訪問調査には、家族が立ち会うことができますか。

おこたえします。

調査には家族などが立ち会うことができます。質問には原則として本人が答えることになっていますが、認知症などで本人が答えられないような場合は、家族などが正確な状況を伝えてください。



介護認定審査会が訪問調査の結果と、特記事項、医師の意見書をもとに、介護が必要な状態か、必要な場合どれくらいの介護が必要かを審査・判定します。

コンピュータ判定 (一次判定)



特記事項



主治医の意見書



介護認定審査会

医療・保健・福祉の専門家で構成され、介護の必要性について総合的な審査・判定を行います。（二次判定）



要介護認定

介護認定審査会の審査・判定結果を受けて、市が介護認定をします。

- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5
- 非該当（自立）



質問です。

家族に介護できる人がいる場合は、審査・判定に影響するのですか。

おこたえします。

審査・判定では、本人の心身の状況が基準となりますので、介護する家族がいるかないかで、要介護の区分が軽くなったり重くなったりすることはありません。

認定結果と有効期間

介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書

令和 年 月 日あなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号	0000000000
被保険者氏名	介護 太郎
認定結果	要介護1
理由	部分的介護を要するため
[要介護]及び[要支援]の場合、その認定期間等	
認定の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

介護認定審査会の審査・判定にもとづき、市で認定した結果を左記の認定等結果通知書と被保険者証を同封してお知らせします。

※事業対象者と認められた人へも確認通知書と被保険者証でお知らせします。



要介護等状態区分	心身の状態の例
事業対象者 要支援1・2	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、要介護状態になることの予防となるよう何らかの支援を要する状態
要介護1～5	日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態
自立 (非該当)	日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、手段的日常生活動作を行う能力もある状態

居宅サービスを利用できます

居宅サービス又は施設サービスを利用できます

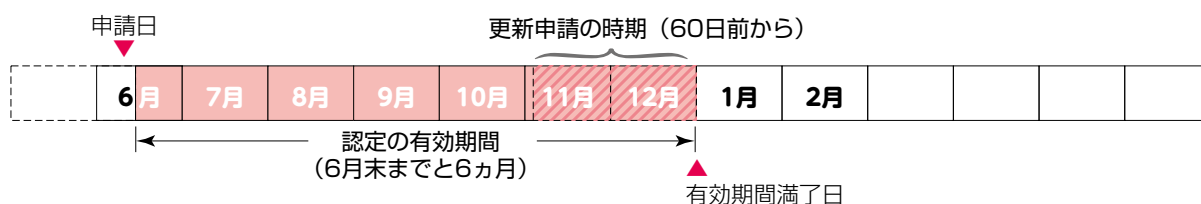
介護保険によるサービスは受けられませんが、一般介護予防事業のサービス(39ページ)や高齢者福祉のサービス(5ページから12ページ)を受けられます。

新規及び変更申請における認定有効期間は、原則として申請日から6ヵ月（最長12ヵ月）となります。

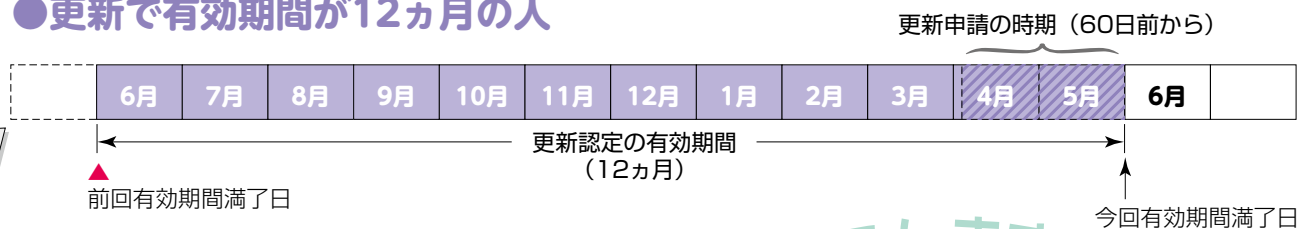
また更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12ヵ月（最長48ヵ月）となります。更新申請の手続きは、有効期間満了日の60日前から行うことができます。手続きの方法は初回と同じです。

要介護認定の有効期間と更新の時期

●新規・変更で有効期間が6ヵ月の人



●更新で有効期間が12ヵ月の人



質問です。



認定を更新するのはどうしてですか。

おこたえします。

高齢者の心身の状態は変化しやすいので、常に適切なサービスが利用できるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるからです。



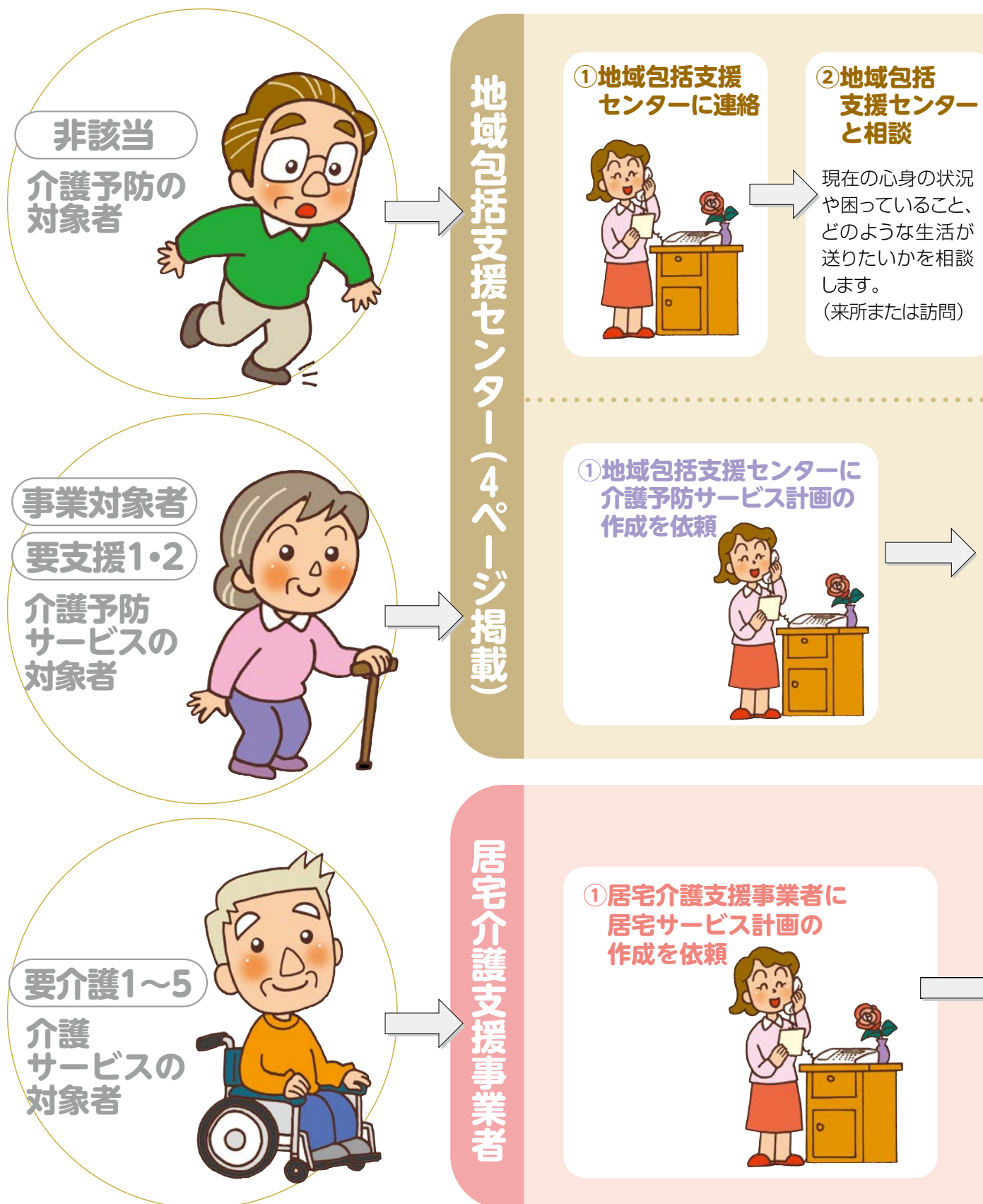
認定結果に納得できないときはどうすればよいのですか。

長寿福祉課の「介護認定担当班」にご相談ください。また、どうしても納得できない場合には認定結果を知った日の翌日から3月以内に、県に設置されている「介護保険審査会」に申立てをすることができます。



認定の結果が届いたら…

介護サービス・介護予防サービスを利用するには、介護予防、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。



介護保険以外の サービスを利用



一般介護予防事業(39ページへ)

地域の身近な場所で介護予防活動を利用できます。

- 地域ふれあいサロン
- 健康づくり運動教室
- 介護予防のための健康教室

高齢者福祉サービス

介護予防ケアマネジメント

②介護予防サービス計画を作成 (35ページへ)

利用者の心身の状態や望む生活(目標)などをもとに介護予防サービス計画を作成します。

※介護予防サービス計画の作成費用は全額保険給付となり、利用者負担はありません。



③サービスの利用開始

介護予防サービス計画にもとづいてサービスを利用します。

ケアマネジメント

②居宅サービス計画を作成(35ページへ)

利用者の心身の状態や望む生活(目標)などをもとにサービスの種類、利用回数などを盛り込んだ居宅サービス計画をケアマネジャーと一緒に作成します。

※居宅サービス計画の作成費用は全額保険給付となり、利用者負担はありません。



③サービスの利用開始

居宅サービス計画にもとづいてサービスを利用します。

介護予防・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成について



ケアマネジャー

地域包括支援
センター職員

ケアプランはこれからの「生活の設計図」です。

私たちは、本人の心身の状態や生活環境などを把握し、本人・家族の望む生活(目標)の実現に向けてケアプランを作成していきます。

ケアプラン作成の流れ

①担当ケアマネジャー(または地域包括支援センターの担当職員)に「改善したいこと」や「どのような生活を送りたいか」を伝えます



◎ケアプランは本人のためのものです。「全て担当のケアマネジャーにお任せ」というのではなく、望む生活(目標)や、取り組んでみたいことなどをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

②目標を設定します

◎ケアマネジャーは、本人の状態や望む生活(目標)などを聞き取り、本人に合った目標を考えます。

◎望む生活(目標)のヒントはこれまでの生活にあります。これまでの趣味や好きだったことなどをケアマネジャーに伝え、一緒に目標を考えていきましょう。

③ケアプランについて話し合います

◎ケアマネジャーや利用するサービス事業所とよく話し合い、本当に必要なサービスを利用しましょう。

◎サービス以外でも、自身でできることや家族・地域の支え合いでできることがあれば、ケアプランの中に取り入れ、取り組んでいきましょう。

④一定期間後、目標が達成されているか評価します(ケアプランの見直し)

◎サービス利用開始から一定期間(3~6カ月程度の間隔)後、ケアマネジャーと一緒に目標が達成されているかを確認し、ケアプランの見直しを行います。「自分の生活に合わない」という場合は、目標やサービスの見直しについてケアマネジャーに相談しましょう。



★介護保険サービスを受ける際の心構え

介護保険サービスは要支援・要介護状態の悪化をできる限り防ぐことを目的に実施されます。

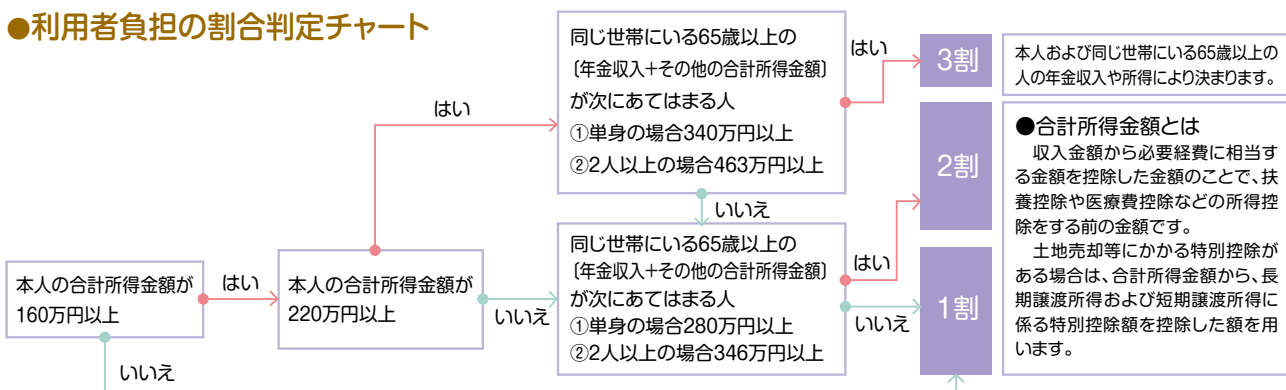
すべて事業所任せではなく、自分でできることは自分で行い、支援が必要な部分を一緒に行っていくことが大切です。また、介護保険サービス以外にも地域には社会参加活動等(サロンや老人会、運動教室等)があります。ご自分の状態に合わせてさまざまな活動に参加していきましょう。



介護保険サービスの利用者負担額

ケアプランにもとづいてサービスを利用したとき、皆さんがサービス業者に支払うのは、かかった費用の1割から3割です。サービスを利用するときは、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を提示してください。

●利用者負担の割合判定チャート



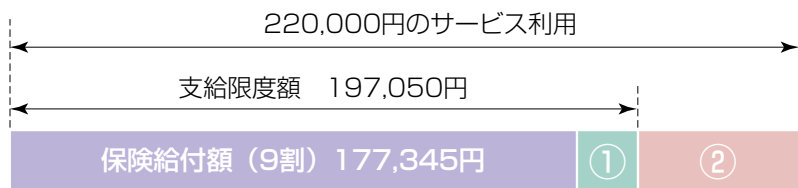
※65歳未満の第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は1割負担です。

※ただし、介護保険料の滞納がある場合は、いったん全額自己負担になったり、負担割合が引き上げになる場合があります。

●介護保険で居宅サービスを利用できる額には上限があります

介護保険では、要支援・要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて保険適用となる利用額の上限（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割から3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分の全額が利用者の負担となります。

【例】年金収入80万円で要介護2（支給限度額197,050円）の人が、220,000円のサービスを利用した場合



①利用者負担額(1割)19,705円 + ②利用者負担額(支給限度額を超えた分)22,950円(保険適用外)

利用者負担額の合計は、42,655円となります

居宅サービスの支給限度額

介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1ヶ月あたり)	利用者負担額1割	利用者負担額2割	利用者負担額3割
事業対象者				
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

居宅介護サービスを利用する際には、介護状態区分別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。



※高額介護(介護予防)サービス費制度については62ページにあります。

介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

以下、「総合事業」と表記します

団塊の世代の人が75歳以上になる2025年に向けて、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防することが大切です。

総合事業では、要支援1・2の人や生活機能の低下が認められた人（事業対象者）が利用できる『介護予防・生活支援サービス事業』と、65歳以上の全ての人ができる『一般介護予防事業』を行います。

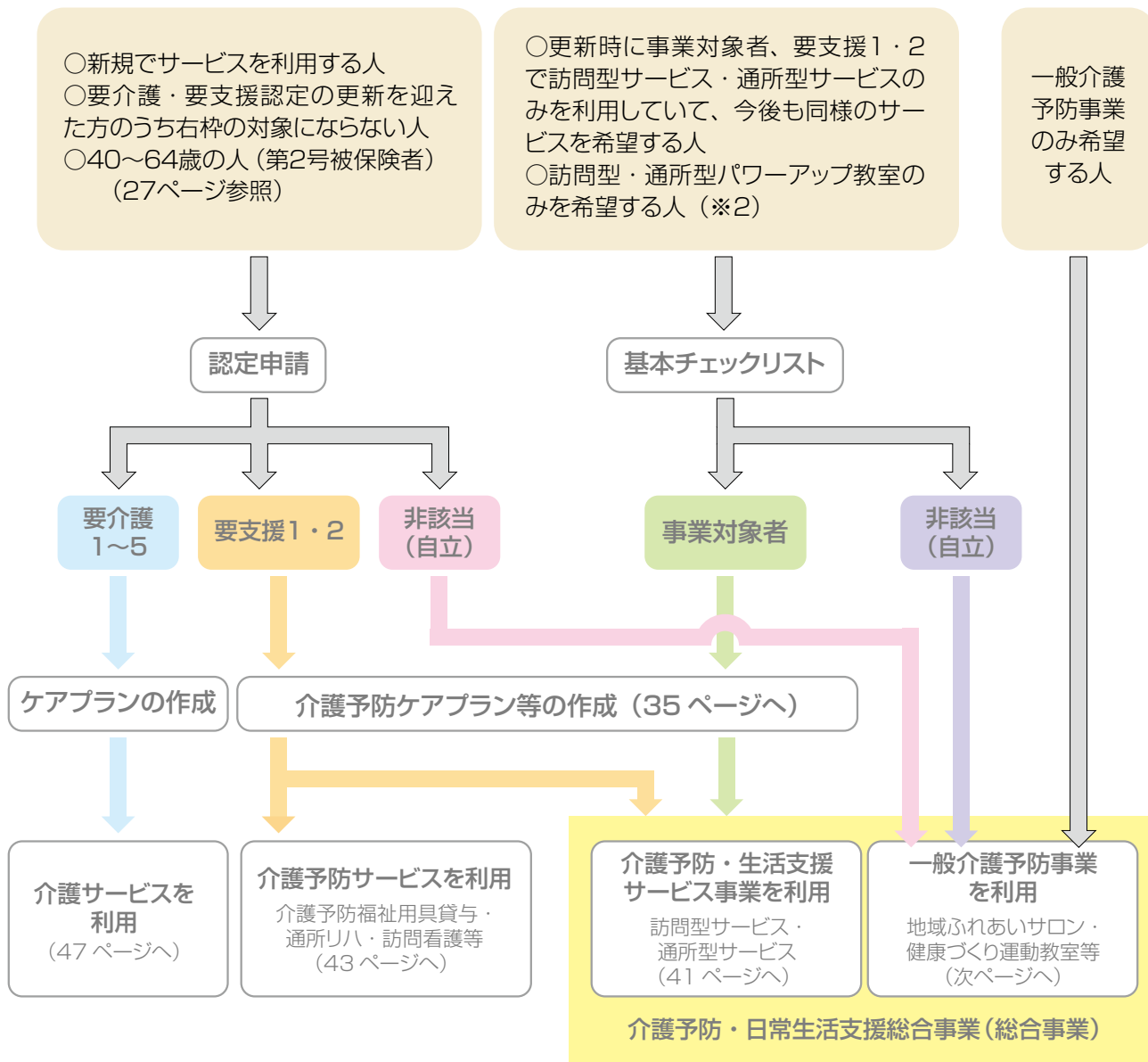
総合事業の実施により、高齢者の社会参加を促進し、地域の誰もが参加できる身近な場所で、住民同士の支え合いや介護予防による地域づくりを推進していきます。



総合事業の利用までの流れ

『一般介護予防事業』は、利用にあたって認定申請等の手続きは不要です（次ページ）。『介護予防・生活支援サービス事業』は、要支援1・2または事業対象者（※1）の人が利用できます（41ページ）。

どのサービスを利用したらよいかは、地域包括支援センター等が、本人の心身の状態、意向を確認し、本人や家族と話し合い、本人の状態に合った適切なサービスを決めます。



※1 事業対象者とは、25項目からなる質問票(基本チェックリスト)による聞き取りの結果、生活機能の低下が認められた人のことをいいます。事業対象者は介護予防サービス(43ページ)を利用できません。

※2 訪問型・通所型パワーアップ教室のみを利用する場合は、認定申請がなくても、基本チェックリストで事業対象者に該当すれば、利用することができます。ただし、他のサービスを利用することはできません。(訪問型・通所型パワーアップ教室以外のサービスを併せて利用したい場合、まずは認定申請が必要です。)

一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら、介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

【対象者】 65歳以上のすべての人、およびその支援のための活動に関わる人

地域ふれあいサロン

地域の公民館や集会所において、高齢者が集い交流し、仲間づくり、介護予防を目的とした活動の場です。地域のボランティアなどの協力を得ながら運営しています。

- 主な活動内容 レクリエーション、体操、茶話会、季節の行事など
- 問い合わせは大分市社会福祉協議会（☎097-547-7418）へ

健康づくり運動教室

大分市民健康づくり運動指導者協議会において養成された指導者が、健康づくりのための運動教室を各地区の公民館などで開催しています。はじめての人でも楽しく参加できます。

- 問い合わせは大分市民健康づくり運動指導者協議会（☎097-514-3622）へ

介護予防のための健康教室

おおむね65歳以上の市民で構成する5人以上の団体に対して、下記のような出張講話を実施しています。

- お口の健康教室
【内容】歯科衛生士によるお口の健康を保つための講話・体操など
- 食べていきいき教室
【内容】管理栄養士による栄養バランスのとれた食事の講話など
- 問い合わせ、申請は長寿福祉課 地域支援担当班（☎097-537-5746）へ

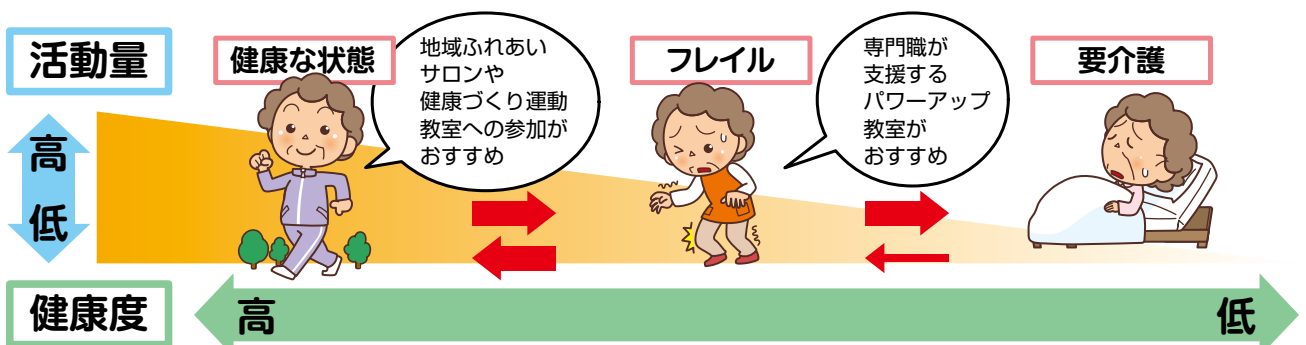
出張型パワーアップ教室

地域の公民館などで行われているサロンや老人会等に、リハビリの専門職等がお伺いし、下記のような内容を実施しています。

- 【内容】運動・栄養・口腔の専門職による運動と講話など
- 問い合わせは長寿福祉課 地域支援担当班（☎097-537-5746）へ

フレイルとは

フレイルとは健康と要介護の中間の状態のことです。高血圧や糖尿病などの「生活習慣病の重症化」や筋力の低下などの「老化による衰え」がフレイルを進行させる主な要因です。早めに気が付いて適切な対策を取れば、改善が可能です。まずはフレイルチェックリストをつけてみましょう。



フレイルチェックリスト

質問項目		該当したら チェック☑
運動機能	1 階段をのぼるのに手すりが必要	<input type="checkbox"/>
	2 椅子から立ち上がる時手すりや杖が必要	<input type="checkbox"/>
	3 15分くらい続けて歩くことができない（杖使用の有無は問わない）	<input type="checkbox"/>
	4 この1年間に転んだことがある	<input type="checkbox"/>
	5 転倒に対する不安が大きい	<input type="checkbox"/>
チェック☑が 3つ以上 でフレイル対策が必要		計 個
栄養状態	6 6か月間で2～3kg以上、体重が減った	<input type="checkbox"/>
	7 【指わかテスト】 ふくらはぎのもっとも太い部分を 両手の親指と人さし指で囲める （人さし指や親指同士が離れる場合は非該当）	 <input type="checkbox"/>
チェック☑が 1つ以上 でフレイル対策が必要		計 個
口腔機能	8 半年前に比べて固い物が食べにくくなった	<input type="checkbox"/>
	9 お茶や汁物等でむせることがある	<input type="checkbox"/>
	10 口の渇きが気になる	<input type="checkbox"/>
チェック☑が 2つ以上 でフレイル対策が必要		計 個
社会参加	11 週に1度も外出しないことがある	<input type="checkbox"/>
チェック☑が 1つ でフレイル対策が必要		計 個

フレイル予防手帳を活用しませんか？
 フレイル予防のポイントがわかります。
 手帳をもらって、フレイル予防をはじめましょう！
 （配布場所） 各地域包括支援センター、
 大分市長寿福祉課



介護予防・生活支援サービス事業

サービスには、「訪問型サービス」、「通所型サービス」及び「パワーアップ教室」があり、利用者の心身や生活状況により、サービス内容や利用できる回数が異なります。

※表記の金額は令和5年4月現在のものです。

※なお、利用者負担の金額は1割負担の場合を記載しています。(負担割合については36ページをご参照ください)

【対象者】

- ①要支援1・2の人
- ②介護認定更新時に、基本チェックリストで生活機能の低下が認められた人(事業対象者)

※基本チェックリストは、日常生活での身体、動作の状況や運動機能、物忘れの状況など25項目の質問で、介護が必要な状態について判定するもので、地域包括支援センター等が実施します。

訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除など自分ではできない日常生活上の支援や、利用者のできることが増えるよう支援します。

	介護予防ホームヘルプサービス (介護予防訪問介護相当サービス)	生活サポートホームヘルプサービス (基準等を緩和したサービス)
内容	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助サービス	ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス (身体介護は行わない)
利用回数 および 利用者負担	①週1回程度：1,176円/月 (事業対象者、要支援1・2) ②週2回程度：2,349円/月 (事業対象者、要支援1・2) ③週2回を超える程度：3,727円/月 (要支援2)	①20分以上45分未満：200円/回 ②45分以上60分程度：235円/回 ○週2回以内：事業対象者、要支援1・2 ○週3回以内：要支援2

通所型サービス

通所介護施設等で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練、体操、レクリエーション等を行います。

※送迎および入浴については、利用料金に含まれます。

※食事代などの自己負担があります。

	介護予防デイサービス (介護予防通所介護相当サービス)	元気サポートデイサービス (基準等を緩和したサービス)
内容	身体機能や生活機能向上のための機能訓練	閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るための運動やレクリエーションサービス
利用回数 および 利用者負担	①週1回程度：1,672円/月 (事業対象者、要支援1) ②週2回程度：3,428円/月 (要支援2) ※選択的なサービスを利用した場合は別に加算金が生じます。	3時間以上 346円/回 ○週1回：事業対象者、要支援1・2 ○週2回以内：要支援2

【対象者】

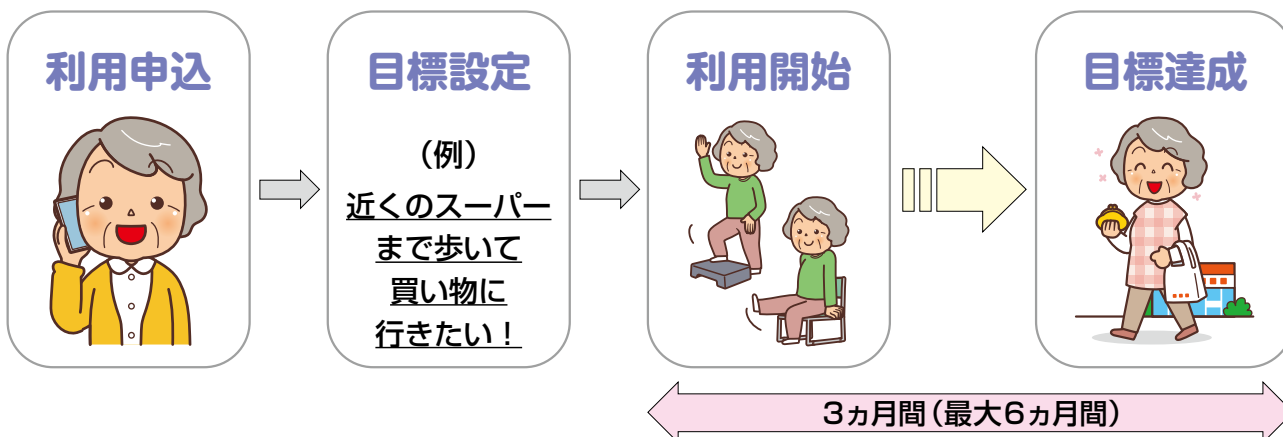
- ①要支援1・2の人
- ②基本チェックリストで生活機能の低下が認められた人(事業対象者)

パワーアップ教室

短期間で日常生活動作の改善を図ることを目的に、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士等が運動・口腔機能の向上や栄養改善のプログラムを実施することにより、利用者ひとりひとりの目標達成に向けた支援を行います。また、自宅でも続けられるようにサポートします。

	通所型パワーアップ教室	訪問型パワーアップ教室
内容	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、運動や講話など下記のプログラムを複合的に実施 ・運動機能の向上 ・口腔機能の向上 ・栄養改善	リハビリ専門職による、家の中での体の動かし方の指導や生活しやすい環境づくりの提案 ※必要な人に対して、通所型パワーアップ教室と組み合わせて実施します
利用回数 および 利用者負担	3ヵ月間(週1回)、2時間程度 延長が必要と認められる場合は最大6ヵ月間利用できます 利用者負担 500円/月 無料送迎あり	3ヵ月間の通所型パワーアップ教室を利用中、最大3回利用できます 利用者負担なし
支援の例	・体力測定や個別の聞き取りなどで運動機能や口腔、栄養状態などを専門職の視点で評価します ・運動は毎回1時間以上実施します ・口腔、栄養に関する集団での講話を行い、課題があれば個別に対応します ・自分自身で出来るケアについて提案します	・できなかった家事が出来るようになるために、道具の工夫や使い方を提案します ・浴槽のまたぎ動作の確認をします ・自宅周辺の坂やバス停までの環境、距離などの確認をします ・自宅での自主訓練の内容確認をします ・手すり等の補助や代替品の提案をします

利用の流れ



介護予防サービス

は、要支援状態にあってもできる限りその悪化を防ぐことを目的として実施されます。

サービスは次のようなものがあります。

※表記の金額は令和5年4月現在のものです。

※なお、利用者負担の金額は1割負担の場合を記載しています。
(負担割合については36ページをご参照ください。)

在宅サービス(訪問を受けて利用する)

介護予防訪問入浴介護

訪問入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。

利用料金 (円/回)	利用者負担 (円/回)
8,520	852

※訪問時の利用者の心身の状況により、全身入浴が困難な場合で利用者の希望により清拭・部分浴を行った場合は、基本料金の100分の90に相当する金額となります。



介護予防訪問リハビリテーション



身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士などが主治医の指示にもとづいて、リハビリテーションを行います。

利用料金 (円/回)	利用者負担 (円/回)
3,070	307

介護予防訪問看護

主治医の指示にもとづいて、看護師などが疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



【介護予防訪問看護ステーション】

サービス	利用料金 (円/回)	利用者負担 (円/回)
所要時間20分未満の場合	3,020	302
所要時間30分未満の場合	4,500	450
所要時間30分以上1時間未満の場合	7,920	792
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	10,870	1,087

【病院又は診療所】

サービス	利用料金 (円/回)	利用者負担 (円/回)
所要時間20分未満の場合	2,550	255
所要時間30分未満の場合	3,810	381
所要時間30分以上1時間未満の場合	5,520	552
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	8,120	812

※早朝、夜間、深夜などは加算金が生じます。また、24時間連絡体制があり、緊急時に必要に応じて訪問する場合は別に加算金が生じます。

※留置カテーテルや重度のじよくその状態の人に対し、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合は別に加算金が生じます。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

（単一建物居住者1人に対して行う場合）

サービス	利用料金 (円/回)	利用者負担 (円/回)
医師	5,140(月2回まで)	514
歯科医師	5,160(月2回まで)	516
薬剤師(医療機関)	5,650(月2回まで)	565
薬剤師(薬局)	5,170(月4回まで)※1	517
歯科衛生士	3,610(月4回まで)	361
管理栄養士	5,440(月2回まで)	544



※居宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、薬学的管理指導を行った場合は別に加算金が生じます。

※1 薬剤師(薬局)の訪問については、末期がんや中心静脈栄養を受けている人に対して1ヵ月に8回を限度の利用ができます。

在宅サービス(通所して利用する)

介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

- ※送迎および入浴については、基本サービス費に含まれます。
- ※選択的なサービスを利用した場合は、別に加算金が生じます。
- ※食費、日常生活費などは別途負担となります。



対象者	利用料金(円/月)	利用者負担(円/月)
要支援1	20,530	2,053
要支援2	39,990	3,999

入居して介護を受ける

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

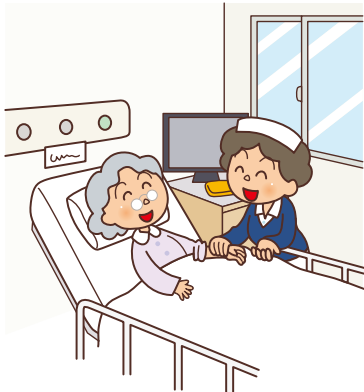
- ※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要支援1	1,820	182
要支援2	3,110	311

介護予防短期入所生活・療養介護

自宅で介護をしている人が病気やけが、冠婚葬祭などによって介護が一時的に出来なくなったときなどに、高齢者などが短期間施設に入所し、身の回りの支援やリハビリなどのサービスを受けられます。

- ※滞在費、食費、日常生活費などは別途負担となります。
- ※滞在費、食費の軽減については61ページをご覧ください。



介護予防短期入所生活介護 … 併設型の場合 利用者負担(円/日)

対象者	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
要支援1	446	446	523	523
要支援2	555	555	649	649

介護予防短期入所療養介護 … 介護老人保健施設の場合 利用者負担(円/日)

対象者	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
要支援1	577	610	621	621
要支援2	721	768	782	782

在宅サービス(居宅での暮らしを支える)

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。

- 手すりやスロープ（設置工事を伴わないもの）・歩行器
・歩行補助つえ
- 特殊寝台・特殊寝台付属品（マットレスなど）
・床ずれ防止用具および体位変換器・車いす付属品
・移動用リフト・認知症老人徘徊感知機器・自動排泄処理装置は、一定の条件に該当する場合に利用できます。

特定介護予防福祉用具購入

介護予防に資する入浴や排せつなどに使用する福祉用具購入費を支給します。（県、市の指定を受けた事業者）
同一年度に10万円を上限に費用の7割額から9割額を支給します。

介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用の7割額から9割額を支給します。

*詳しくは51ページをご覧ください。

地域密着型介護予防サービス

住み慣れた自宅または地域での生活を支えるためのサービスです。
（原則として、大分市の住民のみが利用できます）

介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の自宅



様態や希望により「訪問」

「通い」を中心とした利用
様態や希望により「泊まり」

在宅生活の支援

通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせてサービスを提供します。
（58ページに施設一覧表があります）

【サービス費用の目安】（同一建物居住者以外の人に対して行う場合）

対象者	利用料金(円/月)	利用者負担(円/月)
要支援1	34,380	3,438
要支援2	69,480	6,948

※宿泊費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者などが5～9人で共同生活を送りながら、スタッフによる介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。
（57～58ページに施設一覧表があります）

【共同生活住居が2の場合】

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要支援2	7,480	748

※要支援1の人は利用できません。
※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象にした介護予防通所介護(デイサービス)です。

【サービス費用の目安】単独型(所要時間5～6時間)

対象者	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
要支援1	7,400	740
要支援2	8,260	826

※食費、日常生活費などは別途負担となります。

居宅サービスは、要介護状態の軽減・悪化の防止に役立つように、心身の状況や環境等に応じた適切なサービスが利用できます。サービスは次のようなものがあります。

※表記の金額は令和5年4月現在のものです。
 ※なお、利用者負担の金額は1割負担の場合を記載しています。
 (負担割合については、36ページをご参照ください。)

在宅サービス(訪問を受けて利用する)

訪問介護(ホームヘルプサービス)

日常生活の手助けがほしい

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行います。

身体の介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 更衣介助や体位変換
- 洗髪、爪切り、身体の清拭 など

生活の援助

- 食事の用意、衣類の洗濯・整理や被服の補修、掃除
 - ベッドメイク
 - 薬の受け取り、買い物 など
- ※独居や、家族などが障がい、病気などで家事を行うことが困難で、地域のボランティアなどの援助が見込めない人。

車への乗降の介助

- 通院等のための乗車・降車の介助が中心
- ※ケアマネジャーから必要性を認められた人が利用できます。



※早朝、夜間、深夜などは加算金が生じます。

【サービス費用の目安】

サービス	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
身体介護 (20分以上30分未満)	2,500	250
身体介護 (30分以上1時間未満)	3,960	396
生活援助 (20分以上45分未満)	1,830	183
通院などの乗降介助	990	99

訪問入浴介護

自宅でも入浴できます

要介護者のいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

【サービス費用の目安】

利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
12,600	1,260



- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪の介助 など

訪問看護

看護師によるケアを自宅で受けたい

主治医の指示にもとづいて、訪問看護ステーションや病院または診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行います。

- 血圧や脈拍など病状のチェック
- 経管栄養のチューブや尿道カテーテル、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置 など
- 床ずれの予防や処置

【サービス費用の目安】

サービス	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
訪問看護ステーション(30分未満)	4,700	470
〃 (30分以上1時間未満)	8,210	821
病院または診療所(30分未満)	3,980	398
〃 (30分以上1時間未満)	5,730	573

※早朝、夜間、深夜などは加算金が生じます。
 ※24時間連絡体制があり、緊急時に訪問を必要に応じて行う場合は別に加算金が生じます。
 ※留置カテーテルや重度のじょくそうの状態の人に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合は別に加算金が生じます。

訪問リハビリテーション

自宅でリハビリを続けたい

通院が困難な人に対して理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)を行います。

- マッサージ、運動、入浴などの手段による機能訓練(理学療法)
- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練(作業療法) など



【サービス費用の目安】

利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
3,070	307

※退院後などで集中的なリハビリテーションを行った場合は、別に加算金が生じます。

居宅療養管理指導

自宅で医療的な指導を受けたい

通院が困難な人に対して、医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

- 医師による療養上の管理や指導
- 歯科医師による口腔管理
- 薬剤師による服薬の管理や指導 など

【サービス費用の目安】(単一建物居住者1人に対して行う場合)

サービス	利用料金(円/回) (利用限度)	利用者負担(円/回)
医師	5,140(月2回まで)	514
歯科医師	5,160(月2回まで)	516
薬剤師(医療機関)	5,650(月2回まで)	565
薬剤師(薬局)	5,170(月4回まで) ^{※1}	517
歯科衛生士	3,610(月4回まで)	361
管理栄養士	5,440(月2回まで)	544

※1 末期がんや中心静脈栄養を受けている人は1か月に8回を限度の利用ができます。

在宅サービス(通所して利用する)

通所介護(デイサービス)

日帰りで施設に通ってサービスを受けたい

通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などが受けられます。

- レクリエーションなど高齢者同士の交流
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作訓練
- 入浴や食事の提供など日常生活の世話や機能訓練
- 介護者の身体的・精神的な負担の軽減など

【サービス費用の目安】通常規模型(所要時間7~8時間)

対象者	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
要介護1	6,550	655
要介護2	7,730	773
要介護3	8,960	896
要介護4	10,180	1,018
要介護5	11,420	1,142

※送迎・機能訓練は利用料金に含まれます。
 ※食費、日常生活費などは別途負担となります。

通所リハビリテーション(デイケア)

積極的にリハビリに取り組みたい

通所リハビリテーション事業所(老人保健施設など)に通い、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションが受けられます。

- 医師の指示にもとづく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助など



【サービス費用の目安】通常規模型(所要時間4~5時間)

対象者	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
要介護1	5,490	549
要介護2	6,370	637
要介護3	7,250	725
要介護4	8,380	838
要介護5	9,500	950

※送迎・機能訓練は利用料金に含まれます。
 ※利用者ごとに個別に計画をたててリハビリを行った場合には加算金が生じます。
 ※食費、日常生活費などは別途負担となります。
 ※所要時間1~2時間の短時間の利用もできます。



入居して介護を受ける

短期入所生活介護/短期入所療養介護(ショートステイ)

一時的に、介護ができないときに

家庭で療養する人などが、短期間施設に宿泊しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる健康チェック
- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療(短期入所療養介護の場合) など

高齢者
など

短期入所生活介護

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) など

短期入所療養介護

介護老人保健施設
介護医療院 など

【サービス費用の目安/特別養護老人ホーム(併設型多床室)の場合】

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要介護1～要介護5	5,960～8,740	596～874

【サービス費用の目安/介護老人保健施設(多床室)の場合】

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要介護1～要介護5	8,270～10,450	827～1,045

※他にも送迎、機能訓練などの加算金があります。

※滞在費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

※滞在費、食費の軽減については61ページをご覧ください。

注)短期入所サービスの利用日数が要介護認定などの有効期間のおおむね半数を超えないようにします。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどの入居者が日常生活上の介護や機能訓練、療養上の援助を受けられます。

【サービス費用の目安】

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要介護1～要介護5	5,380～8,070	538～807

※選択的なサービスを利用した場合は別に加算金が生じます。

※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。



在宅サービス(居宅での暮らしを支える)

福祉用具貸与

福祉用具を借りたい

家庭で日常生活を営むのに支障のある人などに、車いすや特殊寝台(ベッド)などの必要な福祉用具を貸与します。

- 手すり(設置工事を伴わないもの)
- スロープ(設置工事を伴わないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- ★特殊寝台
- ★特殊寝台付属品(マットレスなど)
- ★床ずれ防止用具(エアーマットなど)

- ★車いす
- ★車いす付属品
- ★移動用リフト
- ★体位変換器
- ★認知症老人徘徊感知機器
- 自動排泄処理装置



- ※●は要支援1以上、★は原則要介護2以上、■は原則要介護4以上の人から利用できます。ただし、一定の条件に該当すれば、利用できる場合があります。
- ※要介護1の人への★の福祉用具貸与及び、要介護1~3の人への■の福祉用具貸与は一定の条件に該当する場合に利用できます。
- ※利用される際は、担当のケアマネジャーに相談してください。

特定福祉用具購入費の支給

福祉用具を購入したい

家庭で日常生活を営むのに支障のある人などが、入浴や排泄つ用の福祉用具を県または市から指定された販売事業者で購入した場合、支給限度基準額の範囲内(1年度につき10万円)でその購入費の7割分から9割分を支給(償還払い)します。また、市では、利用者の中でも一時的な経済的負担の困難な人のため、購入時に利用者負担で購入できる「受領委任払い」方式も導入しています。

※購入される際は、担当のケアマネジャーに相談してください。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 入浴用のいす
- 入浴台
- 浴室内のすのこ
- 浴槽用の手すり
- 浴槽内のいす
- 浴槽内のすのこ
- 入浴用介助ベルト
- 移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器



住宅改修費の支給

安全な住まいで快適な生活を送りたい

在宅の人などが、床段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけるといった小規模の改修を行った場合、支給限度基準額の範囲内(20万円)でその改修費の7割分から9割分を支給(償還払い)します。また、市では利用者の中でも一時的な経済的負担が困難な人のため、住宅改修時に利用者負担で改修できる「受領委任払い」方式も導入しています。

- 廊下や階段、浴室やトイレの手すりを設置
- 引き戸への扉の取替え
- 段差解消のためのスロープ設置
- 洋式便器などへの取替え
- 滑り防止のための床材などの変更
- など

※工事着工前に「事前の申請」が必要ですので、担当のケアマネジャーに相談してください。



地域密着型サービス

住み慣れた自宅または地域での生活を支えるためのサービスです。

(原則として、大分市の住民のみが利用できます)

※表記の金額は令和5年4月現在のものです。

※なお、利用者負担の金額は1割負担の場合を記載しています。

地域密着型通所介護

通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などが受けられます。

※定員18人以下の小規模な通所介護(デイサービス)です。

※食費、日常生活費などは別途負担となります。

【サービス費用の目安】(所要時間7～8時間の場合)

対象者	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
要介護1～要介護5	7,500～13,080	750～1,308

認知症対応型通所介護

通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などが受けられます。

※認知症高齢者を対象とした通所介護(デイサービス)です。

※食費、日常生活費などは別途負担となります。

【サービス費用の目安】単独型(所要時間7～8時間の場合)

対象者	利用料金(円/回)	利用者負担(円/回)
要介護1～要介護5	9,920～14,240	992～1,424

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や通報により利用者の居宅を訪問し、必要に応じて介護と看護の連携したサービスを24時間対応で行います。

【サービス費用の目安】

サービスの内容	対象者	利用料金(円/月)	利用者負担(円/月)
介護のみ利用する場合	要介護1～5	56,970～258,290	5,697～25,829
介護と看護を利用する場合	要介護1～5	83,120～296,010	8,312～29,601

夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回または通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護等、日常生活上の緊急時等の対応を行います。

【サービス費用の目安】(オペレーションセンター設置の場合)

サービスの内容	利用料金(円)	利用者負担(円)
基本料金	10,250(1月あたり)	1,025(1月あたり)
定期巡回サービス	3,860(1回あたり)	386(1回あたり)
随時訪問サービス(1人で訪問した場合)	5,880(1回あたり)	588(1回あたり)

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせてサービスを提供します。(58ページに施設一覧表があります)



【サービス費用の目安】(同一建物居住者以外の方に対して行う場合)

対象者	利用料金(円/月)	利用者負担(円/月)
要介護1～要介護5	104,230～271,170	10,423～27,117

※宿泊費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護サービスを提供します。(58ページに施設一覧表があります)

【サービス費用の目安】(同一建物居住者以外の方に対して行う場合)

対象者	利用料金(円/月)	利用者負担(円/月)
要介護1～要介護5	124,380～313,860	12,438～31,386

※宿泊費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者などが5～9人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を受けます。(57～58ページに施設一覧表があります)



【共同生活住居が2の場合】

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
要介護1～要介護5	7,520～8,440	752～844

※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事、入浴、排せつなどの介護を受けたり機能訓練を行います。(55ページに施設一覧表があります)

※入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。

【サービス費用の目安】(ユニット型個室の場合)

対象者	利用料金(円/日)	利用者負担(円/日)
原則要介護3～要介護5	8,030～9,420	803～942

※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。
※居住費、食費の軽減については61ページをご覧ください。

施設サービス

（施設に入所してサービスを受けたい）

施設ご利用までの流れ

① 介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ直接申し込みます。（55～56ページに施設一覧表があります。）



次の3つの施設の中から選択できます。
（要支援1・2と認定された人は利用できません）

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な利用者などが入所し、食事、入浴、排せつなど日常生活の介護、機能訓練などが受けられます。
※対象者は原則要介護3～5。ただし、要介護1～2の人で特例的に入所ができる場合もあります。

● 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりはリハビリや介護が必要な利用者などが入所し、在宅復帰を目指して医学的管理下での介護、機能訓練などが受けられます。

● 介護医療院

長期の療養を必要とする利用者などが入所し、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどのサービスと日常生活上の介護を一体的に受けられます。

② 施設サービス計画を作成

入所した施設で、介護支援専門員が利用者にあつた施設サービス計画を作ります。



③ サービスの利用開始

施設サービス計画にもとづいてサービスが提供されます。



施設サービスの費用の目安

介護保険施設に入所した場合には、①施設サービスの利用額の1割から3割 ②居住費・食費 ③日常生活費などの総額が、利用者の負担となります。

【施設サービスの利用額】※多床室の場合（加算金は含まない概算）

（31日で計算）

種類	対象者	平均利用料金(円/月)	平均利用者負担(円/月) ※1割の場合
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則要介護3～5	220,720円～262,570円	22,072円～26,257円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護1～5	244,280円～310,930円	24,428円～31,093円
介護医療院	要介護1～5	252,030円～416,020円	25,203円～41,602円

※施設サービスの利用額は、施設や要介護状態区分に応じて異なります。

※表記の金額は令和5年4月現在のものです。

※居住費、食費、日常生活費などは別途負担となります。

※居住費、食費の軽減については61ページをご覧ください。

●介護保険制度を利用して入所(入居)できる施設・事業所

※印のサービスは原則として大分市の住民のみが利用できます。

種別	施設名称		定員(人)	所在地	電話
特別養護老人ホーム	百華苑		100	大字東上野1800	097-592-1513
	玉光苑	(従来型)	40	大字市459	097-541-0344
		(ユニット型)	40		
	清静園	(従来型)	50	大字竹中5268	097-597-3189
		(ユニット型)	100		
	白水長久苑	(従来型)	45	大字横尾1897-2	097-520-2711
		(ユニット型)	40		
	誠寿園		50	大字中戸次6022番地1	097-597-7007
	アルメイダメモリアルホーム		48	大字宮崎1509	097-568-2561
	緑風苑		50	下郡山の手2番17号	097-567-3733
	創生の里		52	大字野田306-2	097-549-0012
	庄の原苑		70	大字荏隈1798	097-544-0888
	柞原の里		54	大字八幡320-1	097-535-2377
	そうだ藤の森		54	大字寒田202	097-567-8822
	アイリスおおいた		70	大字横尾4451-8	097-503-1755
	リバーサイド桃花苑		50	大字曲320	097-504-7666
	光明園		40	大字志生木145-9	097-574-0634
和泉荘		50	大字竹矢1024-1	097-588-1110	
寿志の里		50	大字中判田1342-3	097-548-8201	
清流苑		71	大字森336	097-527-6600	
地域密着型特別養護老人ホーム ※	風雅の里上野		29	大字三芳288-1	097-535-8900
	碩田柞原の里		29	弁天1-2-3	097-547-8787
	天領ガーデン		29	大字田尻784番地の1	097-574-7500
	寿志の里		20	大字中判田1342-3	097-548-8201
	リバーサイド桃花苑		20	大字曲320	097-504-7666
	明治清流苑		29	大字猪野729-1	097-524-3300
	みなはるの里		29	大字皆春262-1	097-522-0808
	アルメイダメモリアルホーム		22	大字宮崎1509	097-568-2561
	誠寿園		20	大字中戸次6022番地1	097-597-7007
	創生の里		18	大字野田306-2	097-549-0012
	緑風苑(小規模生活単位型)		20	下郡山の手2番17号	097-567-3733
	Green ガーデン南大分		29	上田町1丁目12番5号	097-574-9781
	光明園		10	大字志生木145-9	097-574-0634
	BASARA		29	大字三芳1305番地の1	097-545-8257
	とまとの里		29	大字城原2600番22	097-585-5503

種 別	施 設		定員 (人)	所 在 地	電 話
	名 称				
老 人 保健施設	リバーサイド百々園		100	大字津守2742-1	097-567-6750
	わさだケアセンター		100	大字市11-2	097-541-6655
	さくらハウスぜぜ	(従来型)	20	牧1丁目25番1号	097-503-1882
		(ユニット型)	30		
	サンテラスながとみ		50	西大道2丁目2番1号	097-545-1718
	陽光苑		90	大字中戸次4525	097-597-2000
	親和園		95	大字中判田1428-1	097-597-3635
	大分豊寿苑		90	大字皆春1521-1	097-521-0110
	コスモス苑		48	東鶴崎2丁目3番22号	097-527-2660
	たばる		82	大字田原936番地1の1	097-542-4139
	メディケアふじが丘		56	ふじが丘南1丁目16番10号	097-568-3338
	メディトピアこが		50	南鶴崎2丁目6番22号	097-521-6151
	やすらぎ苑		50	大字松岡1946	097-520-3535
	小野鶴養生院		100	大字小野鶴1157-1	097-542-5500
	老健 めいわ		29	明野北1丁目2番18号	097-551-0044
	ふない		18	府内町1丁目3番23号	097-533-5511
	ことごとあん 狐兎如庵		29	大字野田1085番地	097-549-7500
	メディケア山桜花		29	大字寒田486-26	097-578-6866
せきの郷 (休止中)		29	大字一尺屋2357	097-575-8800	
老健おおつか		29	中島中央1丁目1番8号	097-529-5166	
介護医療院	介護医療院おおつか		9	住吉町1丁目2番16号	097-535-1122
	介護医療院 菜の花		9	生石2丁目1番5号	097-535-1884
	介護医療院 緑ヶ丘保養園		50	大字丹生1747	097-593-3950

高齢者福祉サービス

介護保険のしくみ

保険料とその納め方

介護サービスの
利用のしかた

総合事業(全ての人が
利用できるもの)

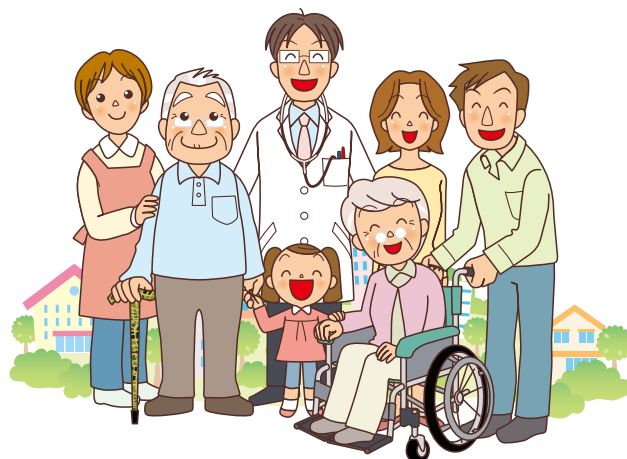
総合事業(要支援!
2・事業対象者の人
が利用できるもの)

要支援1・2の人が
利用できるサービス

要介護1~5の人が
利用できるサービス

介護保険制度以外で
入所できる施設

介護保険の
負担軽減について



種別	施設		定員 (人)	所在地	電話
	名称				
グループ ホーム ※	グループホームふく福		17	大字上宗方1037番地の2	097-586-1234
	清静園指定認知症対応型 共同生活介護事業所		8	大字竹中5268番地	097-597-3296
	百華苑グループホーム 林泉庵		9	大字東上野1854番地1	097-524-3680
	グループホーム 日々庵きづな		18	大字下郡941番地の3	097-567-5566
	認知症対応型 グループホームふじ乃家		18	ふじが丘南1丁目16番10号	097-568-3002
	グループホームたばる		18	大字田原936番地	097-541-5298
	グループホームにれのは		9	大字森336	097-527-5800
	居宅介護支援総合福祉施設 憩いの館グループホーム		9	大字津守2547番地の6	097-504-7523
	愛の家グループホーム大分けやき		18	大字横尾3607番地の1	097-520-2221
	グループホーム六本松		9	津留字六本松1970-7	097-504-7825
	グループホームのつはる		9	大字野津原1504番地の5	097-588-1323
	グループホームこいけばる憩いの苑		18	小池原1021番地	097-552-7532
	グループホームつかがわ		18	東春日町5番25号	097-548-5122
	グループホーム館		9	大字入蔵1095の4番地	097-588-0953
	グループホームきらく苑		18	大字馬場287番地	097-524-8012
	グループホーム母家		9	大字志生木2466-1	097-524-4600
	グループホーム菜の花関		9	大字佐賀関335番地	097-575-0006
	グループホーム庄の原苑		18	大字荏隈1797番地	097-573-6808
	グループホーム菜の花		18	東鶴崎3丁目1番6号	097-521-3537
	グループホーム心葉		18	希望が丘1丁目1045番地の2	097-574-5676
	グループホーム ^{さいごう} 佐尉郷 ^{えき} の驛		18	大在中央2丁目8番11号	097-592-6464
	グループホームみよしファミリー園		18	森町西1丁目4番8号	097-523-5500
	グループホーム和庵		18	大字野田808番地	097-549-7007
	グループホームおおつか		18	住吉町1丁目2番16号	097-535-2333
	優華グループホーム戸次の里		18	大字中戸次4287番地	097-586-7600
	ひだまり荘敷戸		18	敷戸北町2-2	097-504-7250
	グループホームあおば		18	大字金谷迫1493-14	097-545-8733
	グループホーム六本松二番館		9	津留1970-7	097-504-7727
	グループホームおおざい憩いの苑		18	大字志村587番地1	097-523-6666
	グループホームきょうりつ		18	明磧町1丁目2番28号	097-573-6671
グループホーム菜の花関2		9	大字佐賀関335番地	097-575-0006	
グループホームはなみずき		18	大字鷺野1183番地1	097-574-7183	
グループホームほうゆう		18	大字下宗方258番地	097-574-7166	

種 別	施 設		定員 (人)	所 在 地	電 話
	名 称				
グループ ホーム ※	愛の家グループホーム大分花津留		18	花津留1丁目12番31号	097-504-1060
	グループホームびわのす		9	大字常行263番地	097-521-2886
	グループホーム小野鶴		18	大字小野鶴1150番地の1	097-576-7678
	グループホームきんもくせい		18	下判田3795番地1	097-578-8523
	グループホームリバーサイド長久苑		18	南津留91番1	097-576-7711
	グループホームいろは		18	大字賀来字御坊迫2090番地の1	097-574-7252
	グループホーム高江の里		18	大字中判田1342番地の3	097-535-8203
	グループホームもえぎ		9	大字猪野729番地1	097-524-3300
	グループホーム庄屋の里		18	大字中判田1950番地6	097-597-8570
	そうりんグループホーム大分駅南		18	大道町5丁目1番41-2号	097-576-8370
	グループホームいまじん南大分		9	二又町1丁目4番34号	097-574-8288
	グループホームなでしこ		18	大字千歳970番地1	097-551-7000
	ニチイケアセンター坂ノ市		18	久原中央4丁目2番34号	097-524-2155

高齢者福祉サービス

介護保険のしくみ

保険料とその納め方

介護サービスの
利用のしかた

総合事業（全ての人が
利用できるもの）

総合事業（要支援！
2. 事業対象者の人が
利用できるもの）

要支援1・2の人が
利用できるサービス

要介護1～5の人が
利用できるサービス

介護保険制度以外で
入所できる施設

介護保険の
負担軽減について

●介護保険制度を利用して「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」のサービスを提供する事業所

種 別	施 設		登録 定員 (人)	所 在 地	電 話
	名 称				
小規模 多機能型 居宅介護 ※	小規模多機能ホーム つかがわ		29	東春日町5番25号	097-540-6717
	小規模多機能 はなみずき		27	大字鷺野1183番地1	097-574-7182
	多機能ホーム 碩田柞原の里		29	弁天1-2-3	097-547-8786
	小規模多機能居宅介護施設びわのす		29	大字常行263番地	097-521-2886
	小規模多機能型居宅介護 アドニスホーム賀来		29	賀来西1丁目3番22号	097-549-6168
	小規模多機能型居宅介護 はなその		25	花江川4-28	097-503-6801
	陽だまりの郷 みなはる		29	大字皆春1521番地1	097-500-8978
	小規模多機能型居宅介護施設 もみ		29	大字猪野729番地1	097-524-3300
	小規模多機能ホームゆいまーる		18	大字中判田1655番地の1	097-597-5800
	コープおおいた 小規模多機能ホームにじいろ下郡		29	下郡南一丁目1番12号	097-578-8990
看護小規模 多機能型 居宅介護 ※	和みの家いきいきカフェ		29	緑が丘4丁目4番1号	097-560-5507
	複合型サービスゆいまーる		25	高江北2丁目4712-8	097-574-8657
	看護多機能ホーム ふじっこ		29	大字田尻字高尾783番地の1	097-578-6241
	セントケア看護小規模大分古国府		29	古国府3丁目12番6号	097-545-2981
看護小規模多機能型居宅介護そら		25	大字小池原1021番地	097-547-7865	

※印のサービスは原則として大分市の住民のみが利用できます。
※令和5年4月1日現在

介護保険制度以外で入所できる施設

養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な人が入所する施設です。



- ◎費用負担 本人の収入および扶養義務者の所得税額に応じて負担金がかかります。
- ◎申請方法 養護老人ホーム入所申出書などの提出と調査があります。詳細は長寿福祉課へ。

生活支援ハウス

60歳以上のひとり暮らしの人、または夫婦のみの世帯に属する人、および家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設です。(ただし、介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1から5または、常時医療管理が必要な人は対象外になります)

- ◎費用負担 本人の収入に応じて利用料がかかります。
共益費・部屋の電気料などの負担があります。
- ◎申請方法 生活支援ハウス利用申請書などの必要書類の提出と調査があります。詳細は長寿福祉課へ。



軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、身体機能の低下により日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設です。

- ◎費用負担 サービスの提供に要する費用
(本人の収入に応じて負担があります)
生活費
居住に要する費用(一定額の一括納付もある)がかかります。
- ◎申請方法 施設に直接申し込みとなります。

【施設一覧表】

●介護保険制度以外で入所できる施設

施設		定員 (人)	所在地	電話
種別	名称			
養護老人ホーム	アイリス清心園	65	大字横尾4451-19	097-535-8030
生活支援ハウス	さわやか荘	20	大字鶴崎2189	097-521-0555
	太平の里	20	南太平寺2丁目4-15	097-514-0015
	憩いの館	20	大字津守2547-6	097-504-7521
	舞鶴清流苑	20	西新地2丁目5-40	097-573-2088
	湯屋すくすく・いきいき館	20	大字横瀬1050	097-542-5581
軽費老人ホーム	白寿苑	50	下郡山の手2-19	097-568-2366
	ケアマンション創生の里	50	大字野田313-6	097-549-5525
	ジョリーメイト清流苑	50	大字種具148	097-528-1881
	ケアマンションはなぞの	80	花江川4-28	097-521-2718
	ケアマンション清静園	50	大字竹中5274-1	097-597-3184
	ケアハウス庄の原苑	50	大字荏隈1637-1	097-544-1161
	ケアハウス滝尾太陽	50	大字下郡921-42	097-503-9555
	ケアハウスアイリス清心園	20	大字横尾4451-19	097-535-8030

※令和5年4月1日現在



介護保険の負担軽減について

居住費・食費の負担限度額

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、市民税非課税世帯の人は居住費（滞在費）、食費の負担が申請により軽減されます。

利用者負担段階が第1段階～第3段階の人は、負担の限度額が決められ、利用者負担は限度額までとなります。限度額を超えた分は介護保険から施設および事業者を支払われます。

なお、給付額の減額措置を受けている期間の居住費と食費の負担額は軽減の対象になりません。

負担限度額の対象となる人は次の条件すべてにあてはまる人です。

①市民税非課税世帯

②別世帯の配偶者（事実婚を含む）が市民税非課税者

③預貯金等について、下記の基準額以下であること

第1段階では単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下

第2段階では単身の場合650万円以下、夫婦の場合は1,650万円以下

第3段階(1)では単身の場合550万円以下、夫婦の場合は1,550万円以下

第3段階(2)では単身の場合500万円以下、夫婦の場合は1,500万円以下

※第2号被保険者は段階にかかわらず、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下

(単位：円/日)

利用者負担の区分	利用者負担段階	居住費・滞在費(居室の種類により異なる)				食費	
		多床室	従来型個室 ※1	ユニット型 個室的多床室※2	ユニット型 個室	施設 入所	短期 入所
生活保護受給者	第1段階	0	① 320	490	820	300	300
老齢福祉年金受給者			② 490				
市民税非課税世帯	第2段階	370	① 420	490	820	390	600
	第3段階(1)		① 820				
			② 1,310				
	第3段階(2)		① 820				
② 1,360	1,300						
市民税課税世帯	第4段階	施設との契約により設定されます。					

※1 ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合

②は老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合

※2 ユニット型個室的多床室とは、個人ごとに固定壁で仕切られているが壁と天井の間にすき間がある居室などをいいます。

※3 遺族年金・障害年金などの非課税年金の額も含まれます。

【問合せ先】介護給付担当班 (☎ 097-537-5742)

おむつなど介護用品を購入した場合の助成

在宅でおむつを常時必要とする人に対して、その購入に要した費用のうち、年度で48,000円を限度にその9割の額を支給します。

【対象者】

●要介護1から要介護5の認定を受けている人

●在宅で介護を受けている人

●常時おむつを必要とする人

※3つをすべて満たしている人

【その他】

購入費の支給を受ける場合は、事前に市への受給資格申請を行ってください。(担当のケアマネジャーの証明が必要) 申請の内容によっては支給対象とならない場合があります。

領収証は市の指定した様式のものに限ります。(指定した様式でない場合は支給できません)

【支給対象品目】

紙おむつ、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー、尿とりパッド

【問合せ先】介護給付担当班 (☎ 097-537-5742)

高額介護（介護予防）サービス費

〈介護保険の自己負担額が高額になったとき〉

居宅サービス又は施設サービスを利用して、月ごとに支払った利用者負担額が一定額を超えた場合、その超えた額が「高額介護サービス費」として申請により払い戻しが受けられます。

区 分		利用者負担段階	世帯の上限額	個人の上限額
市民税非課税世帯	①生活保護受給者	第1段階	24,600円	15,000円
	②高齢福祉年金受給者			15,000円
	③課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	第2段階	24,600円	15,000円
市民税課税世帯	①～③いずれにも該当しない人	第3段階	24,600円	24,600円
	課税所得380万円未満の人がいる世帯	第4段階	44,400円	44,400円
	課税所得380万円以上690万円未満の人がいる世帯	第5段階	93,000円	93,000円
	課税所得690万円以上の人がある世帯	第6段階	140,100円	140,100円

※居住費（滞在費）、食費、福祉用具購入費、住宅改修費、日常生活費、支給限度額を超えた保険適用外の利用者負担額、おむつなどの購入費、給付額の減額措置を受けている期間の利用者負担額などはこのサービス費の算定対象となりません。

※同じ世帯に介護サービスを利用する人が複数いる場合、表の世帯の上限額が世帯全体の利用者負担の上限額になります。（世帯全員）

【問合せ先】 介護給付担当班（☎ 097-537-5742）

高額医療・高額介護合算制度

この制度は、医療保険および介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合、負担を軽減することを目的としており、同一の医療保険（国保・後期高齢者医療制度など）の加入世帯に介護保険の受給者がいる場合に、世帯単位で1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その合計額が基準額を超えた場合、申請によってその超えた額を支給するものです。支給額は、医療保険と介護保険の自己負担額の比率に応じて計算され、医療保険と介護保険それぞれから支払われます。

申請は、各医療保険者の窓口で受け付けます。

医療保険が、国保・後期高齢者医療制度以外の時は、医療保険者への申請の前に介護保険の自己負担額証明書の交付申請が必要です。

【問合せ先】 介護給付担当班（☎ 097-537-5742）



社会福祉法人による利用者負担の軽減

特に生計困難な人が、社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合、利用者負担の軽減が受けられる場合があります。

- 【対象者】** 市民税非課税世帯で次のすべての要件を満たす人
- ①本人及び世帯員の年収が、市が定める基準以下の人
 - ②本人及び世帯員の預貯金などの金額が、市が定める基準以下の人
 - ③居住する家屋や日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと
 - ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと

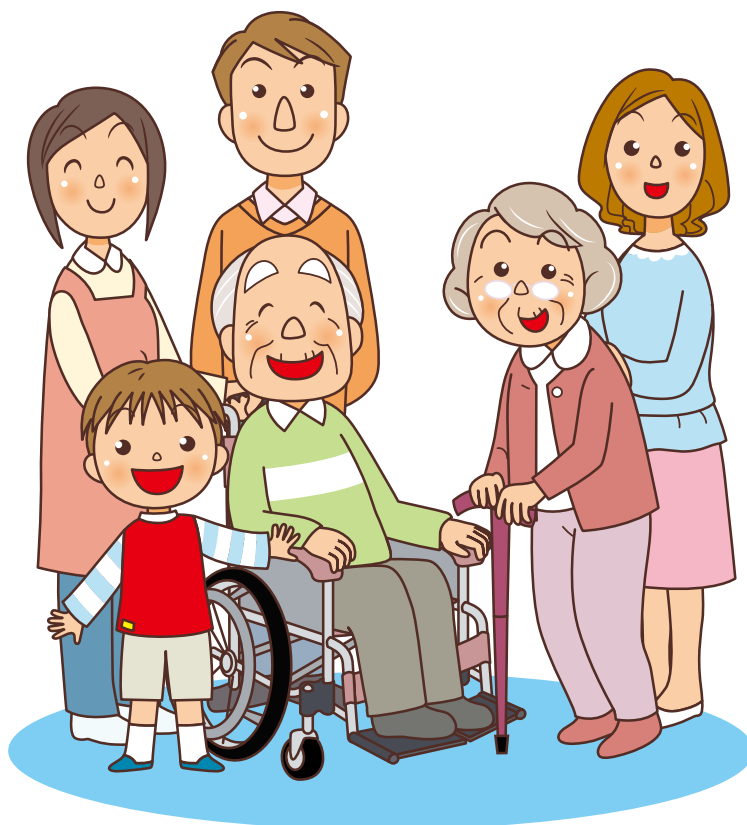
【問合せ先】 介護給付担当班 (☎ 097-537-5742)

災害などの特別な事情があるときの利用者負担の減免

災害などの特別な事情により、居宅サービスや施設サービス、福祉用具の購入、住宅改修の費用の1割から3割を負担することが一時的に困難な要介護者・要支援者について保険給付率が引き上げられます。

- 【対象者】** 対象となるのは、要介護者やその世帯の主たる生計維持者が次の理由に該当する場合です
- ①要介護者やその生計維持者が、震災・風水害・火災などで住宅などに著しい損害を受けたとき
 - ②生計維持者が、死亡したこと、心身の重大な障害や長期入院で収入が著しく減少したとき
 - ③生計維持者の収入が、事業の休廃止や著しい損失、失業などで著しく減少したとき
 - ④生計維持者の収入が、干ばつ・冷害などによる農作物の不作不漁などで著しく減少したとき

【問合せ先】 介護給付担当班 (☎ 097-537-5742)



【医療費控除の対象となる介護サービス】

下記①～③の介護費用から保険金などで補てんされる金額を引いた額は所得税の医療費控除の対象となります。

①介護保険施設サービスの医療費控除対象額

施設名	医療費控除の対象額
●【特別養護老人ホーム】指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額
●介護老人保健施設、介護医療院	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額

②自己負担額が医療費控除の対象となる居宅サービス及び介護予防サービス

- 訪問看護、介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 【医師などによる管理・指導】居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- 【医療機関でのデイサービス】通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（食費も対象）
- 【ショートステイ】短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（食費、滞在費も対象）

③上記②の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの

- 【ホームヘルプサービス】訪問介護（生活援助、調理、洗濯、掃除などの家事の援助が中心である場合を除く。）、夜間対応型訪問介護、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスは除く） ●訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 ●介護予防・生活支援サービスの介護予防ホームヘルプサービス
- 【デイサービス】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスは除く）、介護予防認知症対応型通所介護（食費は対象外） ●介護予防・生活支援サービスの介護予防デイサービス
- 【ショートステイ】短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（食費、滞在費は対象外）
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（食費、滞在費は対象外） ●看護小規模多機能型居宅介護
- 介護予防・生活支援サービスの訪問型・通所型サービス（生活援助中心は対象外）

※医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービスなど

- 【認知症高齢者グループホーム】認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- 【有料老人ホーム等】特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ●福祉用具購入費支給、介護予防福祉用具購入費支給
- 住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給 ●ケアプラン作成、介護予防プラン作成

【その他注意事項】

- 日常生活費（理美容代など）、特別なサービス費用は医療費控除の対象外となります。
- 介護保険の保険給付対象分（区分支給限度額内に限る）の自己負担額のみが対象です。
- 居宅サービス計画に基づかない償還請求の場合は対象外です。
- 高額介護サービス費により、自己負担額分が補てんを受けた分（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については2分の1相当額）は医療費控除の対象額から除かれます。
- 医療費控除の申請には、居宅サービス事業者や施設などが発行する領収書（原本）が必要となります。医療費控除の対象となる金額を分けて記載している場合もありますのでご確認ください。

【税に関する問い合わせは、最寄りの税務署までお尋ねください。】

障害者控除のための障害者に準ずる認定書の交付を受けられます

給与所得者の扶養控除等の申告や確定申告、市県民税の申告の際、65歳以上で障害者手帳を持っていない人でも、介護保険の認定調査票等により調査を行い、障害者手帳などの基準に準じて交付する「障害者控除対象者認定書」によって障害者控除が受けられる場合があります。ただし、認定書の発行には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

申請者の本人確認書類、介護保険被保険者証、手数料300円（条件によっては500円）

※郵送での発行を希望する場合は84円切手を貼付した返信用封筒

【問合せ先】介護認定担当班（☎ 097-537-5743）

おむつ代の医療費控除のための確認書の交付を受けられます

確定申告、市県民税の申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるには、毎年医師が発行したおむつ使用証明書が必要ですが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、市が発行した確認書でも医療費控除を受けられる場合があります。ただし、確認書の発行には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

申請者の本人確認書類、介護保険被保険者証、手数料300円

※郵送での発行を希望する場合は84円切手を貼付した返信用封筒

【問合せ先】介護認定担当班（☎ 097-537-5743）

介護サービスに関する苦情、相談は…

大分市 長寿福祉課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎1階、第2庁舎2階

長寿福祉課【本庁舎1階】 FAX 097-534-6706

- 高齢者福祉サービスに関する事 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
- 介護保険料に関する事 介護保険料担当班 ☎097-537-5741
- 介護保険サービスの助成・負担軽減に関する事 介護給付担当班 ☎097-537-5742

長寿福祉課【第2庁舎2階】 FAX 097-548-5387

- 介護認定に関する事 介護認定担当班 ☎097-537-5743
- 介護予防・地域包括支援センターに関する事 地域支援担当班 ☎097-537-5746
- 高齢者の権利擁護に関する事 権利擁護担当班 ☎097-537-5771
- 施設整備や事業所指定などに関する事 事業推進担当班 ☎097-537-5744
- 敬老行事や老人クラブなどに関する事 庶務担当班 ☎097-537-5679

大分市長寿福祉課以外にも下記の窓口があります。

苦情・相談は

●大分県国民健康保険団体連合会

介護サービス利用に関して、市町村域を越える内容の苦情などがある場合は、大分県国民健康保険団体連合会に対して、苦情の申立てをすることができます。大分県国民健康保険団体連合会が苦情の申立てを受けると、事業所などへの調査を行い、改善すべき点などの指導や助言を行います。

〒870-0022 大分市大手町2丁目3番12号
大分県市町村会館内
☎ 097-534-8475 (介護苦情処理)

●大分県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス内容(社会福祉法第2条に規定する高齢者、障がい者、児童、母子などの施設や在宅における福祉サービス)についての疑問や不満など当事者間での話し合いでは解決が困難な場合や直接苦情を言い出しにくい場合などはこちらにご相談ください。相談に応じて、調査やあっせんを行うなど、苦情の適切な解決に努めていきます。なお、介護保険制度の対象となるサービスに関する苦情については、市町村介護保険担当課や大分県国民健康保険団体連合会の対応が基本となります。

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号
社会福祉法人大分県社会福祉協議会
大分県福祉サービス運営適正化委員会事務局
☎ 097-558-0301

不服申立ては

●大分県介護保険審査会

市町村の行った介護保険に関する行政処分に対して不服がある場合は、処分の決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に県に設置されている大分県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部高齢者福祉課内
大分県介護保険審査会事務局
☎ **097-506-2692** (審査請求)

高齢者福祉サービス

介護保険のしくみ

保険料とその納め方

契約に関するトラブルの相談は…

訪問販売や電話勧誘販売で契約を結んでしまった場合は、一定期間内であれば契約を解除することができるクーリング・オフ制度があります。
業者との契約などで困ったことがあれば、下記連絡先にご相談ください。

【消費生活に関する相談窓口】

●大分市市民活動・消費生活センター（ライフパル）

〒870-0021 大分市府内町3-7-39 ☎ **097-534-6145**

受付 9:00～18:00(火～金) (日・月・祝日は行っておりません)
9:00～16:00(土)

※月曜日は休館(月曜日が祝日の場合は翌日)

★消費者ホットライン(局番なし)「188(いやや)」でも、消費生活相談窓口をご案内いたします。

介護サービスの利用のしかた

総合事業(全ての人が利用できるもの)

総合事業(要支援! 2. 事業対象者の人が利用できるもの)

要支援1・2の人が利用できるサービス

要介護1～5の人が利用できるサービス

介護保険制度以外で入所できる施設



介護保険の負担軽減について

おぼえがき

名前	電話番号
地域包括支援センター	
ケアマネジャー	
介護関係事業者	
医療関係	

緊急連絡先	電話番号

大分市 長寿福祉課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎1階、第2庁舎2階

長寿福祉課【本庁舎1階】 FAX 097-534-6706

- 高齢者福祉サービスに関すること 高齢者福祉サービス担当班 ☎097-537-5747
- 介護保険料に関すること 介護保険料担当班 ☎097-537-5741
- 介護保険サービスの助成・負担軽減に関すること 介護給付担当班 ☎097-537-5742

長寿福祉課【第2庁舎2階】 FAX 097-548-5387

- 介護認定に関すること 介護認定担当班 ☎097-537-5743
- 介護予防・地域包括支援センターに関すること 地域支援担当班 ☎097-537-5746
- 高齢者の権利擁護に関すること 権利擁護担当班 ☎097-537-5771
- 施設整備や事業所指定などに関すること 事業推進担当班 ☎097-537-5744
- 敬老行事や老人クラブなどに関すること 庶務担当班 ☎097-537-5679